

地域経済と地場産業

——産業組織論と中小企業論の視点に基づいて——

小 原 久 治

はじめに

第1章 要 約

第2章 地域経済を支えている地場産業・産地

第1節 地場産業・産地の概念

第2節 地場産業・産地の類型

第3節 地場産業・産地の現状の概略

第4節 産地内分業構造と社会的分業体制の概念と形態

第5節 地場産業・産地を取り巻く内外の環境激変とその構造的変化、問題点

第6節 地場産業・産地の地域経済的連関

第7節 地場産業・産地の地域経済への影響

第3章 地域経済を支えている地場産業・産地の振興推進の要請，振興目的及び課題

第1節 地域経済を支えている地場産業・産地の振興推進の要請と振興目的

第2節 地域経済発展のための地場産業・産地振興の課題

第4章 地域経済発展のための地場産業・産地の振興策

第1節 国の政策的対応に基づく地場産業・産地の振興策

第2節 国の政策的対応である伝産法に基づく地場産業・産地の振興策

第3節 地方公共団体，特にある県などの施策に基づく地場産業・産地の振興策

第4節 産地中小企業の積極的対応に基づく地場産業・産地の振興策

第5章 地場産業・産地振興及び地域経済発展のための地方公共団体の任務と役割

第1節 地場産業・産地振興及び地域経済発展の準備手続きとしての各種の情報の提供

第2節 地場産業・産地の地域経済基盤等振興条件の整備とその振興に関する指導と助言

第3節 地場産業・産地振興及び地域経済発展のための財政，金融などの各種支援体制の確立

はじめに

この小論の目的は、地場産業・産地とその産地中小企業の活動が地域経済といかなる経済的連関を持ち、地場産業・産地の再生や振興、ひいては地域経済の発展にいかなる役割を果たしているか

について明らかにしようとするものである。その場合、産業組織論や中小企業論の分析方法を地場産業・産地の現状分析と政策分析に適用して方法論的叙述を試みるとともに、代表的な地場産業・産地への実地踏査に基づく具体的事例を示すことによって明らかにしようとした。

小論の構成にあたり、まず小論全体を要約し、次に要約前の内容を第2章から第5章にかけての四つの章において小論の目的に関わる問題意識と関連させて考察し、記述していきたい。

第1章 要 約

地域経済は内外の経済環境の変化の中で変容している。この変容の中で地域経済を支えているのは、地方公共団体の指導・助言と支援体制も活かしながら、それぞれの業種ないし産業分野で事業活動を積極的に展開している「地域産業」であり、地域住民の諸活動である。

その地域産業の中でも、地域に深く根ざし、まさに地域経済の担い手となっているのは「地場産業」であり、その「産地」である。いまなお地場産業・産地の諸活動は無視できず、改めてその地域経済に果たす役割の大きさが再認識されている。再認識だけで終わることなく、官民一体となって地場産業・産地振興の模索が続けられている。

この模索過程において地場産業・産地を取り巻く環境が激変し、地場産業・産地の構造が変容しており、問題点も内在するので、地場産業・産地は多面的で積極的な対応策を講じている。特に、地域経済と地場産業・産地との関連性についての対応策は地場産業・産地の「地域内経済循環」の高まりが地域経済の基盤形成と発展を推進するのに役立っていることに着目するものであることが望ましい。このことは、具体的事例として挙げた和歌山メリヤス産地(和歌山市)、笠原タイル産地(岐阜県笠原町)、秋田仏壇産地(秋田県稲川町)の対応策を検討しても明白である。地場産業・産地は、さまざまな対応策を講じているだけでなく、地域経済へ広範な影響を及ぼしている。(以上、第2章)

このように、地域経済の振興、再生と密接に関連している地場産業・産地の振興や再生を推進するための基本的な考え方に共通した地場産業・産地振興の課題は、産地中小企業の立場では、①地元資源の活用、②新製品・新技術の開発、③販路拡大、④人材の育成と確保、⑤経営の近代化、⑥組織の強化であり(以上、第3章)、また⑦産地組合の各種の指導と支援である。さらに、国や地方公共団体の各種の振興策の内容が課題となる。

地場産業・産地や地域経済の再生・振興に対する国の振興策については、数次にわたる中小企業近代化政策、毎年度策定・施行されている地場産業総合振興対策、伝産法(昭和49年)やその他の法に基づく政策的対応がある。これに加えて、地場産業・産地が立地する各都道府県の政策的対応がある。小論では、そのような国の政策的対応に基づく振興策、特定の業種に特色のある地場産業が古くから立地している和歌山県(メリヤス産地)、岐阜県、石川県、兵庫県(三木金物産地)を検討し、振興策が地域経済の発展に不可欠となっていることを指摘している。また、産地中小企業も積極的な自助努力を懸命に続けていることも具体的事例を挙げて強調している。(以上、第4章)

地場産業・産地の振興及び地域経済発展のために果たす地方公共団体の任務と役割は極めて重大である。その任務と役割は、①各種の情報の提供、②行政指導と助言、③各種の支援体制の確立、

において果たされるべきである。(以上、第5章)

第2章 地域経済を支えている地場産業・産地

地域経済を支えている地場産業・産地（伝統的工芸品産業・産地を含む。）とは、どのような意味の産業と産地であろうか。まずこの概念規定を拙著では主な論者の概念規定を吟味検討しているが、この小論では2氏と中小企業庁、伝産法の概念規定で説明する。次に、地場産業・産地の現状の概略を説明し、地場産業・産地をめぐる内外の環境激変と問題点を箇条書きした後、地域経済と地場産業・産地との経済的連関を具体的事例で説明する。さらに、地場産業・産地の地域経済への広範な影響について要点のみ説明する。

第1節 地場産業・産地の概念

地場産業・産地の存在形態は多種多様であるから、地場産業・産地の概念も多義的である。

地場産業とは、山崎充氏によれば、「特定の地域に①立地する伝統のある産地であること（歴史性）、②同一業種の中小零細企業が地域的企業集団を形成して集中立地していること（産地性）、③生産・販売構造が産地単位の社会的分業体制を採っていること（社会的分業体制）、④独自の特産品を創っていること（特産品生産）、⑤国内外の市場を求めた広域商品生産・販売を行っていること（全国市場、海外市場）を備えているものである。」¹⁾

この概念規定を解釈すれば、五つの特性をすべて備えたものが地場産業であるという意味ではなく、地場産業にはそのようなものが多いという意味である。また、中小零細企業にも入らない生業的な家族労働で特産品を作っているところや伝統的工芸品を作っているところもあるので、山崎氏の概念規定は考え抜かれた代表的な概念ではあるが、概念の一例にすぎない。それほど地場産業の概念を規定すること自体が難しいわけである。

産地とは、山崎氏のような表現の概念規定と同じように、中小企業庁は「多数の同業業種の中小企業が流通部門、運輸部門などの関連業種とともに、一定の地域に集積し、その存立基盤を地域に大きく依存しながら、地域経済と密着して、市場を国内外に広く求めているものである²⁾」と規定している。この概念規定の仕方は産地の地域経済との関連までも考慮した妥当なものである。

伝統的工芸品産業とは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（略称：伝産法。49年5月25日公布）によれば、「伝統的工芸品」を作る産業ないし業種である。伝統的工芸品は伝産法の対象となるものであり、伝統的工芸品産業振興協会（略称：伝産協会）の解説によれば、次の五つの要件を備えたものである。「①主として日常生活に使われるもの、②製造工程の主要部分が手作業的であるもの、③伝統的（100年以上も前から続いていることが基準となる。）な技術や手法で製造されたもの（技法や技術が受け継がれてきた間に改善や発展があっても、それが製品の特質を根本的に変化させないときは伝統的と解釈される。）、④伝統的に使用されてきた原材料を使用しているもの（主な原材料は天然のものとなるが、枯渇したものや入手困難なものがある場合には、持ち味を変えない範囲で他の原材料の使用が認められている。）、⑤一定の地域に産地（10企業以上または従業者数30人以上）が形成されているもの。」³⁾ これらの要件を完備した製品を伝統的工芸品産業審議会が認

定したとき、その製品は通産大臣から伝統的工芸品の指定を受けられる。指定を受ければ、伝統的工芸品別に、工芸品の名称、伝統的技術・技法、伝統的に使用されてきた原材料、製造される地域が官報に告示される。

このような「時間的側面」から概念規定したことに加えて、石倉三雄氏は伝統的工芸品産業とは、「空間的側面からみると、資源・原材料への賦存、経済的・社会的・歴史的な諸条件などに制約され、特定地域の同一業種に属する多数の手工業つまり小生産者の集積によって産業の地域特化の利益を享受しているものと捉えることができよう⁴⁾」と時間的側面と空間的側面から規定している。

このような概念規定を解釈すれば、石倉氏が指摘されているように、伝統的工芸品産業・産地には産地内分業構造を基盤とした社会的分業体制の中で小規模零細手工業者である専門業者が生産・経営単位となり、熟練された伝統的技術・技法・技能を長い間にわたって継承してきた労働集約的生産形態を取り、伝統的工芸品特有の生産工程別・種類別に応じて極度に専門化、細分化された分業構造の中で多品種少量生産方式を用いている。このような専門業者を組織し、時には再編成し、管理し、統括するのが問屋である。この問屋には、産地問屋、製造問屋のほか、大都市などの集散地問屋などがあるが、問屋の態様、産地の業種や業態、その規模などによって錯綜し、製品の流通経路などにも制約されているので、一概には明示できない面がある。

第2節 地場産業・産地の類型

前節の地場産業・産地の概念に伺われる多種多様な性格や属性を理解する場合、とりわけ社会的分業体制が確立している産地の性格や属性を理解する場合、産地を構成する多数の中小・零細企業の生産形態や流通体制は異質的・多元的であるとともに、その産地中小企業（以下、零細企業を含める。）の企業性格が異なっていることがわかる。この意味で、地場産業・産地を全体として展望的に捉えるためには、特定の類型化の基準を設け、かなり共通した産業的性格を持つ地場産業・産地に類型化するという基礎的方法が必要であると考えられる。

この類型化にあたっては、先達や機関の諸見解⁵⁾を参考にしながら、その類型化の基準として筆者なりに11の基準を設け、それぞれの類型に該当する地場産業・産地を取り上げる。

類型化の基準(1)：地場産業・産地の製品または原素材の物質的性格

業種別産地が該当する。

類型化の基準(2)：地場産業・産地の製品の輸出向け・内需向け市場

① 輸出型地場産業

これは輸出比率(輸出額÷工業出荷額等×100)が20%以上のものである。輸出比率の高い業種は、繊維製品、雑貨、金属製品の3種類である。昭和62年現在、主な輸出型産地で輸出比率20%以上の産地は、次の産地を含む63産地である(拙著158-159頁参照)。福島市(絹織物、合繊織物)、栃尾市(新潟県。合繊繊維)、加賀市(石川県。合繊織物)、福井市(合繊織物)、浜松市(静岡県。合繊織物、綿スフ織物)、和歌山市(染色整理)などの繊維・衣服の22産地。清里町(北海道。国産材合板)、静岡市(木製雑貨)などの木材・家具の産地。東京都墨田区(ほうろう鉄器)、東京都板橋区(双眼鏡)、関市(岐阜県。刃物)、桑名市ほか(三重県。銑鉄鋳物)、燕市(新潟県。金属洋食器)、堺市

(大阪府。自転車・同部品), 大阪市(ミシン部品, まほうびん), 三木市(兵庫県。利器工匠具), 新居浜市(愛媛県。機械器具)などの機械・金属の16産地。東京都台東区ほか(シガレットライター), 東京都葛飾区(金属玩具), 浜松市(静岡県。楽器), 鯖江市(福井県。眼鏡枠), 神戸市(クリスマス用品), 田辺市(和歌山県。プラスチック製ボタン), 倉敷市(岡山県。ポリプロピレン花菴), 大川町(香川県。ボタン)などの雑貨・その他の産地の20産地。銚子市(千葉県。水産罐詰), 山岡町(岐阜県。寒天), 鳥取市(水産罐詰)の3産地。

需要構造変化の影響を熟慮して, 輸出向け中心から内需向けに輸出比率を落とすような対応を採っている産地として, 金属洋食器(燕市), ケミカルシューズ(神戸市), ミシン針(大阪市)などがある。

② 内需型地場産業

これは, 輸出比率20%未満のもので, 内需向けの生産財や消費財を生産しているものである。西陣織(京都市), 加賀友禅(石川県加賀市, 金沢市), 大島紬(鹿児島県, 同県奄美大島本島), 結城紬(久留米^{くるとめ}紬, 秩父銘仙, 八王子織, 伊勢崎織, 桐生織, 足利織, ちりめん(丹後, 滋賀県長浜市), 羽二重(福井県, 石川県), 人形(埼玉県岩槻市など), 陶磁器(愛知県瀬戸市, 岐阜県多治見市など), 和紙(岐阜県美濃市, 山梨県市川大門町など), 張天井板(秋田県能代市)などの産地。

類型化の基準(3): 地場産業・産地形成の歴史的時期

① 伝統的地場産業

これは, 明治期以前か, 明治期以後でも江戸時代かそれ以前からの伝統が今も強く残っているものである。漆器(輪島塗: 輪島市, 津軽塗: 弘前市と青森市, 川連漆器・仏壇: 秋田県稲川町, 会津塗: 福島県会津若松市, 高岡漆器: 富山県高岡市, 越前漆器: 福井県鯖江市, 木曾漆器(長野県檜川村, 飛騨春慶: 岐阜県高山市, 香川漆器: 香川県高松市など), 木製家具(二本松家具: 福島県二本松市など), 和紙(越前和紙: 福井県今立町, 内山紙: 長野県飯山市, 因州和紙: 鳥取県佐治村と青谷町, 阿波和紙: 徳島県山川町, 土佐和紙: 高知県伊野町など), 伊勢形紙(三重県鈴鹿市), 井波木彫刻(富山県井波町), 京指町(京都市伝統的地場産業), 岩槻人形(埼玉県岩槻市), ひな具・ひな人形(静岡市), 扇骨(滋賀県安曇川町), 高岡銅器(高岡市), 南部鉄器(岩手県水沢市, 盛岡市), 本場黄八丈(東京都八丈町), 三河花火(愛知県岡崎市, 安城市及び豊橋市), 陶磁器(上野^{あがの}焼: 福岡県赤池町, 三川内焼の佐世保市など), 別府竹細工(別府市), 三輪そうめん(奈良県桜井市), 小城羊かん(佐賀県小城町と三日月町), 刃物(岐阜県関市, 越前打刃物: 福井県武生市など), 絹織物(置賜紬: 山形県米沢市, 信州紬: 長野県松本市, 村山大島紬: 東京都武蔵村山市, 伊勢崎^{がすり}紬: 群馬県伊勢崎市, 塩沢紬及び本塩沢: 新潟県塩沢町など。

綿スフ織物などの多くの産地。

② 現代的地場産業

これは, 明治期以後のもの, またはそれ以前に形成されていても, その伝統がまったく継承されていない産地である。戦後に至って本格的に, またはまったく新しく形成された産地もある。

戦時中の工場疎開を起源とする精密機械(長野県諏訪市), 電子工業の発展に伴って高度経済成長期に形成された電子部品工業(長野県伊奈市, 同県佐久市ほか, 秋田県仁賀保町, 熊本市など), ス

カーフ（横浜市），金網（大阪府布施市），縫製品（栃木県佐野市），眼鏡レンズ（大阪市生野区，大阪府岸和田市）などの産地。鉄鋼・金属（青森県八戸市^{はちのへ}，^{ユニカラ}優佳良織物）（北海道旭川市），ガラス繊維（鹿児島市）などの新興産地。

類型化の基準(4)：地場産業・産地形成のための生産形態の生成・移入時期

① 在来産業

これは明治期以前から続いている伝統的手法を用いた消費財産業である。資本，労働力，原材料などを地元で調達し，問屋制家内工業を採る産地内分業構造を形成する生産体制となっている。明治政府の殖産政策に基づいて西欧諸国から盛んに移植した「移植産業」のために，「在来産業」としての伝統的工芸品産業が衰退を余儀なくされ，移植産業または品種転換や事業転換を図らざるを得なかった産地も少なくなかった。伝統的地場産業の例と同じ。

② 移植産業

これは明治期以降西欧諸国から移植された生産方法によって主として雑貨などの消費財を生産するものである。問屋制家内工業または近代的工場制機械工業の生産方式や生産形態を採るものなどさまざまな生産段階のものがある。主として都市やその周辺に発達した産業である。マッチ（神戸市），ブラシ，洋傘（東京都），玩具（東京都，静岡市など），スカーフ（横浜市），ネクタイ（東京都，大阪市），メリヤス（新潟県五泉市など），タオル（大阪府泉佐野市），貝ボタン（和歌山県田辺市），ミシン・同部品（大阪市），自転車・同部品（大阪市堺市）などの産地。

類型化の基準(5)：地場産業・産地への近代工業技術移植過程の差異

- ① 移植技術と在来技術対抗併存型産業 製糸，織物など。
- ② 近代技術の在来技術圧倒型産業 伸線，金属洋食器，製釘など。
- ③ 在来技術依存型産業 鋳物，陶磁器，漆器など。
- ④ 移植技術依存型産業 タオル，メリヤス，時計，自転車など。

類型化の基準(6)：地場産業・産地の歴史的形成の仕方

① 伝統的在来型地場産業

これは明治期にわが国の工業化が始まった時期にはすでに一定の歴史を持って存在していたものである。これらの産業は明治期以降に変化してきているが，基本的には伝統的な技能に依存しているものである。地域の原材料，その他の資源，労働力に依存して立地し，特定の地域との結びつきが比較的強いという特徴がある。大島紬^{つむぎ}，小千谷紬^{おぢや}（新潟県小千谷市），九谷焼（石川県寺井町），清水焼（京都市），輪島塗，岩槻人形（埼玉県岩槻市），絹織物（関東山麓機業地。桐生織，足利銘仙）などの産地。

② 在来化した外来地場産業

これは明治期以降に西欧諸国から導入された外来産業であるが，在来化して，わが国の経済的風土に定着したものである。伝統的在来型地場産業と同様な特徴がある。皮手袋（香川県白鳥町），移植産業と同様な産地。

③ 変化した在来型地場産業

これは，もともと伝統的在来型地場産業でありながら，製品や生産技術を徐々に転換し，もはや

在来産業とみなせないものである。そのため、特定の地域との結びつきはかなり稀薄になっているという特徴がある。木製家具産地（静岡市）、金属洋食器（新潟県燕市）などの産地。

④ 新興型地場産業

これは昭和30年代以降新たに生成し、産地を形成したものである。合繊織物（石川県能登地方）、ケミカルシューズ（神戸市）、農産物加工（熊本県河内町みかんブランド）、熱利用産業（岩手県しづくいし雫石町）などの産地。

類型化の基準(7)：地場産業の産業立地

① 都市型地場産業

これは主として大都市に立地したものである。大都市の情報収集機能、技術的・技能的知識などの外部経済効果を活用し、デザイン、ファッション指向、技術開発指向で付加価値の高い製品を作っている。知識集約型の地場産業、知識集約型の産地中小企業が多い。この型の地場産業はさらに二つに分けることができる。

(i) デザイン開発集約型地場産業

これは、ファッション性が強く、生産物差別化の余地の大きい高加工度製品や高付加価値製品を作っているものである。技術・技能水準は高く、その習熟に多年の修練を要し、技術や知識を十分に活用した産地となっている。近年の消費の多様化・高級化・ファッション化に対応するため、需要の所得弾力性が大きく、内需依存度もかなり高いことに加えて、国際競争力も強いので、円高定着にも対応できる強みがある。西陣織、京友禅（以上、京都市）、靴（神戸市）、スカーフとマフラー（横浜市）、ネクタイ、婦人服、紳士服、靴、靴下、かばん、ハンドバック、時計バンド、シガレットライター、洋傘など（以上、東京都）、メリヤス、紳士既製服、ワイシャツ、洋傘、鏡、建築金物、作業工具、ねじ、ミシン・同部品、自転車・同部品、サンダルなど（以上、大阪府）の産地。

(ii) 技術開発型地場産業

これは、加工度はそれほど高くなく、ファッション性や高級性にやや欠けるが、安価を魅力とした製品を作っているものである。輸出依存度が高いため、開発途上国の激しい追上げを受けやすく、円高定着の影響をまともに受けている。双眼鏡産地（東京都）。また、この型の産業は、低賃金労働力に依存するので、都市から比較的労働力の供給に余裕のある地域に移転していく場合もある（東京のクリスマス電球→秋田。）

② 地方型地場産業

これには、地域の原材料や労働力を活かした「地方資源立地型」地場産業と地方の中小都市や農漁村を背景に立地した「農村立地型」地場産業がそれぞれ産地全体を支えているものがある。一般的に言えば、地価や家賃・賃貸料が都市に比べて低く、社会的分業体制の下で細分化された各生産工程を生業的単位にまで分解された零細な「下職」層に担当させ、そこに中年層、パートや内職の主婦層という流動性の乏しい低賃金労働力の大量導入を図り、相対的に低コストで製品を作る生産体制となっている。技術・技能水準は概して低く、労働集約的生産方法を用いて、他方伝統工芸的な技能を駆使して、高付加価値製品を作っている。伝統的地場産業の多くの産地が該当する。木製家具（旭川市、山形県天童市、静岡市、広島県府中市、福岡県大川市、岐阜県高山市など）、鏡台（静

岡市、徳島市)、ひな人形(埼玉県岩槻市^{いわつき}など)、メリヤス外衣(福島県梁川町^{やながわ})、眼鏡枠(福島県鯖江市^{やすり})、鍮(広島県呉市)、刃物(岐阜県関市、兵庫県三木市)、かばん(兵庫県豊岡市)、皮手袋(香川県白鳥町)、信州味噌、漬物・山菜加工(秋田県仙北郡)、焼酎(熊本県、鹿児島県など)、陶磁器製食器(愛知県瀬戸市、岐阜県多治見市、長崎県有田町、長崎県波佐見町^{はさみ})、清水焼：京都市、万古焼：四日市市、備前焼：岡山県備前町など)、南部鉄器(盛岡市、水沢市)、金属洋食器(新潟県燕市)、学生服・作業服(岡山県倉敷市児島)などの産地。1.5次産業の新興産地。

類型化の基準(8)：地場産業の製品用途

① 完成品型地場産業

これは日用品たる消費財の完成品を生産するものである。日曜雑貨、陶磁器、モザイクタイル(岐阜県笠原町)、水産品、家具(静岡市など)、焼酎(熊本県人吉の球磨焼酎^{くましょうちゆう}など)、清酒(広島県西条市、西宮市灘など)、醤油(千葉県銚子市、兵庫県龍野市など)、銅器(高岡市)、南部鉄器(水沢市)、ほうろう鉄器(東京都墨田区ほか)などの産地。

② 中間品型地場産業

これは産業用資材を生産しているものである。伸線(大阪府東大阪市枚岡)、各種の織物、合板(北海道清里町)、普通合板(名古屋市)、銑鉄鋳物(埼玉県川口市、山形市、三重県桑名市ほか、京都市など)、自動車部品、電子部品などの産地。

類型化の基準(9)：地場産業の経済的・経営的機能の差異と生産形態

① 産地完結地場産業

これは、産地企業群が製品の企画・開発、原材料の調達、生産、販売、仕入、金融などすべての機能を産地内で完結させ、社会的分業体制を形成しながら備えた独立性の高いものである。木製家具、漆器、皮手袋、西陣織、桐生織、南部鉄器、かばん(兵庫県豊岡市^{やすり})、鍮(広島県呉市)、機械漉和紙^{すき}(山梨県富士市など)などの産地。

② 産地外のメーカーや問屋による系列地場産業

これは、製品の企画・開発、製品の品質・デザイン、マーケティングについて産地外メーカーつまり産地外に本拠を持つ産業資本たるメーカーや産地外問屋が支配権を持ち、メーカーや問屋が地場産業・産地の中核となっている製造業者^{おやばた}、親機または元請、産地問屋、産地内分業担当者の専門業者を総括するものである。

知多綿スフ織物産地(愛知県知多市)の場合は、大阪の商社や問屋がそれぞれ生産量、価格、地柄などの決定権と主導権を握っている。また、絹・人絹織物産地の福井県では、西陣織の総括者である織元や産地商社、問屋などが主導権を持っている。大島紬、絹織物(岐阜県各務原市^{かがみがはら})、せんべい(岐阜県八百津町)などの産地。

次の産地はメーカーが総括者である場合である。梁川メリヤス(福島県梁川町^{やながわ})、双眼鏡(東京都)、皮手袋、学生服・既製服(岡山県倉敷市児島)、モザイクタイル(岐阜県笠原町)、ケミカルシューズ(静岡市)、輪島塗(石川県輪島市)などの産地。

また、産地問屋が産地外の間屋や商社の流通系列下にあるため、生産・流通体制が産地内で独自に完結しない産地もある。燕金属洋食器、岩槻人形、小川和紙(埼玉県小川町)などの産地。

③ 社会的分業型地場産業

これは、産地外のメーカーや問屋が産地の製造業者や問屋を通して産地を組織しているものである。産地完結型地場産業に比べれば、産地外のメーカーや問屋の製品化やマーケティングに関するリーダーシップが弱いという特徴がある。この型の地場産業は、外部経済効果に依存して特定地域に特化しているため、専門化、分業化しているものが多い。輸出洋食器(東濃の陶磁器産地)、小川和紙、岩槻人形、豊岡かばん、静岡鏡台、白鳥手袋、遠州広幅、梁川メリヤス、山中漆器、東京都シガレットライターなどの産地。

④ 大企業下請型地場産業

これは大企業製品の部品の製造・加工を行うものである。下請企業群は親企業の大企業とは異なる地域に立地している場合が多い。精密機械(長野県諏訪市)、自動車部品(静岡県湖西)などの産地。

類型化の基準(10): 地場産業の生産技術の成立ち方と分業形態

① 社会的分業依存型地場産業

これには次の四つの型の地場産業がある。

(i) 分散マニファクチュア型地場産業

この型は、生産工程を極度に細分化し、単純な工程にした上で、同一の作業所ではなく、農家を中心に各戸で分散した作業が家内労働集約的に行われ、また農業から流出する中高年層の労働力を問屋が組織し、総括するという方式のものである。本来の社会的分業の自立的な担い手としては独立できないような奇形的な形で分化した諸生産工程に家内労働者を張りつけ、安く大量に生産する分業体制であるから、技術的發展は制約されている。輸出特化している金属洋食器(新潟県燕市)が好例である。

(ii) 高度技能集約型地場産業

この型は、地方都市や農村において伝統的・技法・技能を集約する点に特徴をもつ型(輪島塗、大島紬など)と消費者ニーズに合わせたデザイン開発に特徴のある型(東京の玩具、婦人服、紳士服、ネクタイ、袋物など)がある。両者とも独自の製品を生産するが、両者の複合形態も少なくない。この型の地場産業は、同一作業所に分業工程を集め、それを産地問屋または大都市など消費地の集散地問屋や商社が組織し、総括している。多品種少量生産を行わざるを得なくなっている。

(iii) 資本・技能依存型地場産業

この型は、地方都市・農村型のものであって、技能としての労働力を資本へ代替させることによって、小規模零細企業になじみやすい資本が導入され、資本を駆使する新たな技能に依存するものである。なまじ資本を導入したために、産地の独自性が失われ、その上産地間競争が激しいため、中量生産となっている。産地外の商社、繊維メーカー、衣服関係のアパレルメーカー、産元商社が産地の社会的分業体制を支配している。各地の織布業、特に合織織物産地(石川県一円、福井県一円)、綿スフ織物(愛知県知多市)などの産地。

(iv) 複合技術集約型地場産業

この型は、各種の関連産業が集積された大都市でなければ立地できないという意味で、大都市型

の地場産業であり、研究開発・デザイン開発集約型である点に特徴がある。また、この型のもは産地内分業構造や社会的分業体制のもとで産地の中核を成している製造業者が異業種の企業や関連産業・企業と協業化、共同化して生産段階と流通段階を総括し、独自性堅持を強調した製品を生産している。双眼鏡産地（東京都板橋区など）、シガレットライター産地（東京都台東区など）が好例である。

② 一貫生産型地場産業

この型は、原材料や資本設備の点では他の産業に支えられながら、多少なりとも資本集約的であり、食料品、木工製品など比較的産体制を採りやすい大型生産型のものである。この型にも、(i) 研究開発・デザイン開発集約型のもの（一部の家具産地）、(ii) 単純量産型のもの（マッチ：東京都と神戸市、水産練製品：静岡市など、縫針：広島市、など）がある。

類型化の基準(11)：地場産業の製品の生産方法

① 工場一環生産型地場産業

この型は、独自のブランドを持ち、原材料の調達、生産工程の初めから最後の仕上げまで一貫して単一の工場で生産するものである。社会的分業型地場産業のように産地内における重層的な分業体制を採っていない。木製家具、水産練り製品・水産罐詰（静岡市、静岡県焼津市など）、マッチ（東京都）、機械漉和紙（山梨県富士市）、蚊取線香（和歌山県有田市^{ありだ}）、凍豆腐（長野県）、ミシン針・手縫針（広島市）などの産地。

② 問屋制家内工業型地場産業

この型は、生産工程を細分化して各工程を専門業者が分担し、「製造卸」または「製造問屋」と呼ばれている総括者がその専門業者をまとめて、生産関係を支配していくものである。輪島塗、プラスチック製漆器（石川県山中町、和歌山県海南市、福島県会津若松市）、岩槻人形、豊岡かばん、徳島鏡台、有田焼^{ありた}、みずひき（長野県飯田市）、ひな具・ひな人形（静岡市など）、一般広幅織物（静岡県浜松市）などの産地。

このような諸類型は、概念的・理念的なものであり、現実にはさまざまな複合形や中間形態が存在する。また、地場産業・産地が形成・発展していく過程において類型間の移動も生じている。この意味で、この類型はあくまでも異種多様な立地、業種、生産形態、流通体制、社会的分業体制、歴史性などから形成されている地場産業・産地の概略的な属性、性格や特徴を説明したものである。しかし、地場産業・産地はそれぞれの製品の性質、産地の事情、歴史的推移などに対応して異質的・多元的なものが形成されており、異種多様な生産・流通体制が混在している産地もあって複雑多様であるから、極めて多くの地場産業・産地の一部の事例をみたにすぎない。今日の地場産業・産地の実際の姿をみれば、そのような類型化の基準を尺度にして単純に類型化することはできなくなっている。

他方、以上のような類型化は地場産業・産地の競争力などを含めた総合的分析を比較的容易にするためにも肝要な分析方法である。この類型化は、ある類型に属する産地中小企業にとって他の特徴を持つ産地企業を育成する場合や特定の政策的措置を講じる場合に必要な最も基本的な事態の把握、現状分析、問題点の抽出などに役立つことであると考えられる。

それにしても、「注意すべきことは、類型化による皮相的分析に終わってはならないということである。産地内部の規模別段階層の変動、素材転換、品種転換などによる生産構造の変化、そして環境適合能力の格差などさまざまな産地構造の変動要因を十分に検討、吟味すべきである。」⁶⁾ これらのことは、地場産業・産地における労働力需給の変動要因、産地内分業構造や社会的分業体制の構成要因、産地を構成する個別中小企業だけでなく、産地に存在する関連業者も含めた産地の産業連関構造とその変動要因などを解明することと相まって概略的に検討・吟味する必要がある。

第3節 地場産業・産地の現状の概略

地場産業・産地の現状の概略を中小企業庁編『中小企業白書』（平成元年版）でみれば、年間総生産額5億円以上の産地は全国に549産地存在している。5億円以下の産地も含めれば、さらに多くの産地があることになる。549の産地の場合、1産地当たり平均207事業所ないし企業が集積し、1産地当たりの従業者数は平均1,653人であり、年間総生産額は平均351億円を数える。これらの3大指標からみれば、産地と呼ばれる中小企業群の一大企業集団が密集していることになる。

同白書から産地の業種別集積状況を事業所数ないし企業数と年間総生産額でも見て、繊維産業が企業数で調査対象産地全体の46.2%、年間総生産額の全体の24.7%（衣服・その他の繊維製品の産業の21.4%を含めれば、46.1%）を占めており、最も大きな業種別集積を誇っている（図2-1）。次いで、木工、木製家具、窯業・土石製品などの住宅・建設関連業種の集積が多い（図2-1）。

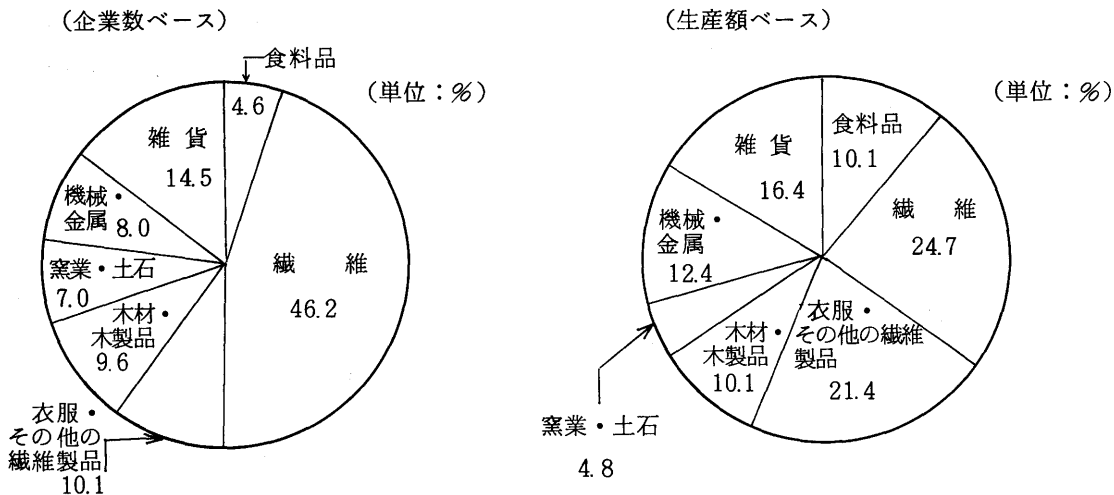
このように、産地に多くの事業所ないし企業が集積した結果、いかなる利点が得られるのであろうか。産地中小企業の集積は、専門業者が産地独特の製品や伝統的工芸品の生産工程を分業で担当している産地内分業構造において、各専門業者や各企業に独特の生産能力と生産機能を生み出させる根本要因になるという利点をもたらせている。産地の一大企業集団は、他企業や消費者の多種多様なニーズに対応できる多品種少量生産・加工を可能にさせる多機能集団として形成されているからである。さらに、産地内の多数の中小企業や零細企業の集積がその周辺に流通部門や運輸・通信部門などの多くの関連企業や関連業者の存立を可能にさせ、互いに有機的な産業集団を形成させる要因となっているからである。このような産地中小企業の集積は業者間や企業間に社会的分業体制を持たせている点に特徴がある。この「産地内分業構造」と「社会的分業体制」こそが多数の産地中小企業や零細企業の集積に起因する利点や集積効果を生み出す背景の一つになっている。

第4節 産地内分業構造と社会的分業体制の概念と形態

1 産地内分業構造の概念

産地内分業構造とは、特定の地場産業の産地内において産地固有の製品や伝統的工芸品の生産に当たって、生産工程を細分化し、その細分化された工程を専門業者が担当するという分業形態を成していることであり、これに加えて産地内の製造業者あるいは製造問屋あるいは親機あるいは産地問屋あるいは産元などが産地の中核的存在者としてその専門業者とともに生産形態を採っている産地生産構造のことであると概念規定したい。この産地内分業構造の最大の利点は、個々の生産工程の専門的技術・技法・技能の向上と蓄積、優れた製品づくりに役立つことである。

図2-1 地場産業・産地の業種別集積状況



資料：中小企業庁調べ（同庁編『中小企業白書』平成元年版（1990年），118頁，に所収）
 （注）四捨五入のため，合計は100にならない。

2 社会的分業体制の概念

社会的分業体制とは、そのような産地内分業構造を中心として、地場産業の業種や産地が異なるとしても、産地外問屋、メーカー（製造業者）、商社などの商業資本が産地の製造業者、親機または元請、産元（産地問屋）、専門業者を、あるいは産地内の製造問屋、製造業者、産地問屋などが専門業者を、組織し、再編し、活用して、総括することによって、生産し、最終的には販売にあたるという生産・販売・流通構造のことであると概念規定したい。

しかも、社会的分業体制は産地の中核的存在者、専門業者、専門関連業者のほか、産地外の関連業者や販売業者が原材料やサービスの調達から加工を経て完成品を製造し、販売するまでの取引を生み出し、この取引が縦横に絡み合っている地場産業連関構造を長い間にわたって創り出している。この産業連関構造の存在は、産地内の専門業者などや産地内外の関連業者へも波及効果をもたらせて、地場産業・産地を活性化させ、その再生や振興に寄与するだけでなく、産地存在地域や産地周辺地域の人々に多種多様な就業形態を提供し、雇用者に所得を与えることなどを通じて、何よりもまず当該地場産業・産地の存続を可能にさせることになる。この点にこそ社会的分業体制の大きな存在意義がある。さらに、社会的分業体制は地域経済の基盤形成に役立ち、住み良い地域社会を作り、文化的水準を高めるのに役立つものである。

特定の業種の代表的産地の具体的事例をみても、産地内分業構造と社会的分業体制の類型は多種多様であるから、それらの類型を画一的に説明することはできない。

3 産地内分業構造と社会的分業体制の形態

産地内分業構造と社会的分業体制の形態は、業種や産地の実態、同じ業種でも製品や伝統的工芸品の種類、産地の性格などによって当然異なっている。代表的な地場産業・産地の産地内分業構造

と社会的分業体制の分業形態には、次の少なくとも三つの形態がある。

- (1) 原材料から製品（完成品。伝統的工芸品も含める。）に至るまでの生産工程の各段階ごとに専門業者あるいは中小企業群や関連業種が分かれるもの。漆器、綿スフ織物、合繊織物、絹人絹織物、ニット（メリヤス）、毛織物、麻織物、タオル、銅器、ほうろう鉄器、金属洋食器、刃物、陶磁器、かばん、手袋、玩具、鏡台、木製家具などの産地。
- (2) 製品（完成品）に組み立てる各部品ごとに分けるもの。眼鏡枠、双眼鏡、ライター、電子部品などの産地。
- (3) 製品（完成品。伝統的工芸品も含める。）に組み立てる各部品が全国的な社会的分業組織の中で調達されるもの。ひな人形・ひな具、岩槻人形などの産地。

第5節 地場産業・産地を取り巻く内外の環境激変とその構造的変化，問題点

1 地場産業・産地の内外の環境激変とその構造的変化，問題点

地場産業・産地を取り巻く内外の環境激変とその構造的変化は、わが国の経済や産業の構造的変化とともに生じている。また、全国各地に異なった業種と存在形態で立地している地場産業・産地に共通な問題点がある。これらのことは次のように箇条書きすることができる。

内外の環境激変	構 造 的 変 化	問 題 点
①地場産業・産地の生産量の増大とその存在形態の分化（49年夏頃まで）	①安定経済成長の定着化	①国内需要の伸び悩み
②石油不況（49年秋，54年）	②円高定着化傾向の長期化	②貿易構造の変化と国際化の進展
③円高不況（60年9月のプラザ合意以降の円高定着化傾向）	③社会構造の変化による近年の市場の低迷と市場成熟化への移行	③労働力不足と後継者難
④技術革新の成果導入	④消費需要構造の変化と消費者ニーズの多様性	④設備近代化，技術・技法・技能の進展による産地の個性的特徴の希薄化
⑤産業構造調整の進展	⑤流通構造の変化	⑤企画開発力とマーケティング力の弱さ
	⑥技術革新の進展	⑥産地外大資本の進出と地元資本の弱体化
	⑦資源・エネルギーの制約	⑦原材料や資源の安定的確保難とその枯渇化
	⑧雇用状況の変化と高齢化社会の顕在化	⑧伝統的工芸品産業・産地の後継者難，原材料，販路など（第4章第2節で詳説）
	⑨情報化の進展	⑨産地組合主導型の共同研究開発の諸問題点
	⑩国際化の進展	
	⑪交通体系の整備	
	⑫産地間競争の激化と企業間・産地間格差の拡大	

これらのことはあくまでも一般的な指摘であるにすぎない。個々の地場産業の業種や産地の場合は、各産地の振興ビジョンや各種の調査報告書の中で詳細に指摘されている。第4章第3節参照。

第6節 地場産業・産地の地域経済的連関

本節の記述は小論の前半部分の核心を成している。地場産業・産地は地域経済と密接な経済的連関を持っている。このことを説明するために、まず最初に、地域経済の基盤形成・向上に果たす地場産業・産地の役割を考え、次に全国的に伝統的な、しかも特定の業種の地場産業・産地として、和歌山メリヤス産地、笠原タイル産地、秋田仏壇産地を取り上げ、その具体的事例に基づいて、当該地域の経済には地場産業・産地の活動が不可欠であることを説明する。

和歌山メリヤス産地を取り上げた理由。代表的なメリヤス産地であること、主力製品がメリヤス生地という加工度の低い素材・中間財産業に偏っている業種であること、量産機種を設置、零細企業や家庭内職者（外注）の賃加工、下請などに依存した大量生産体制の産地になっていること、すなわち、産地全体が消費者ニーズの多様性・高級化・個性化という消費需要構造の変化への転換を完了した状況にないこと、産地内に有力な商社や産元問屋がなく、マーケティング力が弱いため、京阪神の商社や消費地問屋の下請的性格の産地となり、県外の商社などへの依存率が高ことなど、他のメリヤス産地とは異なる特徴がみられるからである。

笠原タイル産地を取り上げた理由。主力製品がモザイクタイル (mosaic tile. タイルの小片を組み合わせて図案を表わしたなま焼きレンガにほうろう質をかけて焼いたもの。) であり、全国市場を殆ど独占しており、輸出もしているため、雇用や所得、財政面などで町内はもとより、周辺地域の地域経済への果たす役割が大きいこと、主要な原材料を町内で調達できる典型的な地元資源活用型産地であること、社会的分業体制、とくに笠原タイル産業の取引構造などにおいて、この産地の特徴があるからである。

秋田仏壇産地を取り上げた理由。川連漆器（51年12月、通産大臣から伝統的工芸品の指定を受けた。）の製造で培ってきた技術や技法や技能、ノウハウがいわば「苗床効果」となり、仏壇の塗りなどに活用され、35年頃以降急速に生成されてきた産地であること、殆どの原材料を、さらに仏壇彫刻も金具も県外から仕入れていることなど取引構造が町内や県内よりも県外へ広がっていること、大抵の仏壇造業者は農作業や農閑期の合い間をみて、つまり農業の余剰労働力を活用して、「先進金仏壇産地の型式・様式、すなわち各宗派や各地域の特性に適合した各種各様の金仏壇を典型的な労働集約的生産方法⁷⁾で仏壇の製造・販売に従事していることなど、他の金仏壇産地にはみられない特異性があるからである。

1 地域経済の基盤形成・向上に果たす地場産業・産地の役割

地場産業・産地の生産活動面に着目すれば、地場産業・産地は原材料、資材、設備、機器、労働力、サービスなどの購入や調達を通じて、あるいは生み出した付加価値を地域内で消費することによって、地域内に大きな経済循環をもたらせている。この「地域内経済循環」の高まりこそが、産地や産地周辺地域の経済基盤の形成と向上を積極的に推進するのに大いに役立っている。このことは強調すべき役割である。また、地場産業・産地における生産活動は、直接的間接的に地域経済への波及効果を与えているが、今後さらに地域内の業種間の相互連関を増し、地域内経済循環を深化させると予想できる。すでに、「わが国全体の地域間分業の深まりの中で、原材料の調達先と製品の販売先市場の双方で範囲を拡大する傾向もうかがわれる⁸⁾」からである。

表 2-1 地域経済基盤形成・向上に果たす地場産業・産地の役割
(地場産業の産業連関構造)

地 域	業 種	第 1 次産業との関連	第 2 次産業との関連	第 3 次産業との関連
秋 田 県 能 代 市	木 材 加 工	林業との関連	・住宅構造の変遷によって、従来の木工品、家具などから金属との複合製品の開発に進み、金属加工業を振興	原材料（原木）輸送のための運送業の発達
北 海 道 稚 内 市	水 産 加 工	漁業との密接な関連	・前処理、塩干、調味、練り製品、珍珠加工の開発 ・造船修理、漁網、燃油、魚函業界の振興	運送業界の振興
埼 玉 県 秩 父 市	絹 人 絹 織 物	養蚕業の振興	・関連業種（捺染業、整理業、木製織機製造業）の振興	商業の発展に大きく寄与
岐 阜 県 多 治 見 市	陶 磁 器	陶土採掘業者の育成	・ダンボールなど包装材料業者の振興	産地卸の発展
大 分 県 日 田 市	一 般 製 材 木 製 は き も の 木 工 家 具	杉、桧の人工林を主とした豊富な林産資源を活用	・木工技術活用による家具工業の発達	産地卸の発展

資料：中小企業庁「地域中小企業実態調査」、54年11月（同庁計画編『地場産業の再発見』57年、36頁、に所収）。

2 和歌山メリヤス産地と地域経済

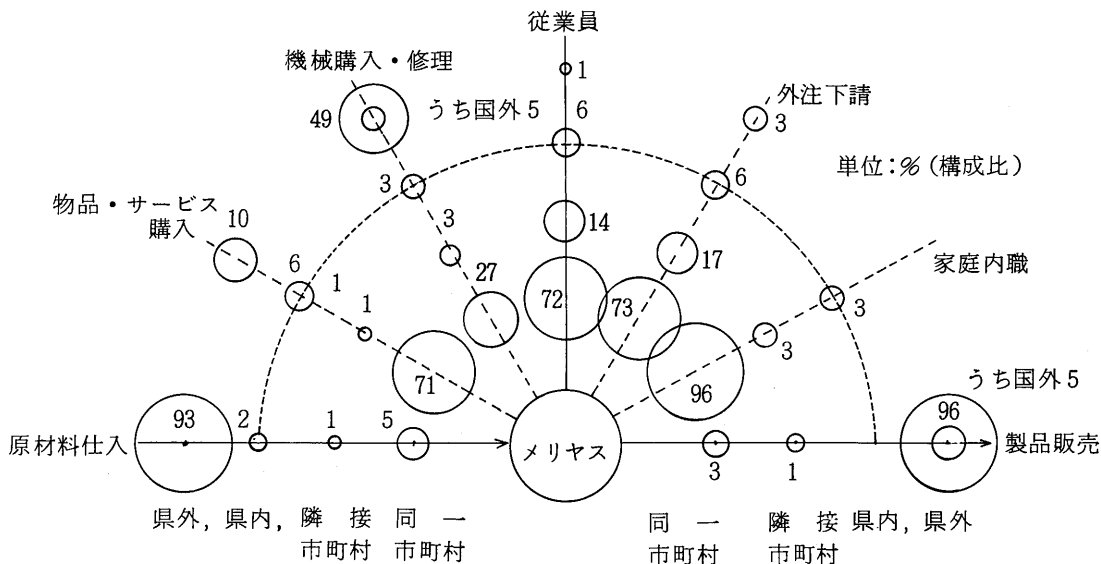
和歌山メリヤス産地（和歌山市、高野口町、その他）は、明治38年を産地形成時期の始まりとする産地である。和歌山県経済部編『和歌山県地場産業実態調査』56年度（同編『和歌山県地場産業振興ビジョン』57年3月、に所収。手許にはこの資料しかないため、最新資料のデータではない。しかし、本節の記述目的にはこの資料であっても有用である。）によれば、54年の同産地の事業所数は339事業所である。内訳は、和歌山市約202事業所、高野口町約109事業所、その他の事業所数約28事業所、54年の生産額は664億6,200万円（県内の業種の中では第一位）である。このことは地場産業である和歌山メリヤス製造業が地域経済の最大の担い手として地域経済と地域社会に果たす役割の大きさを改めて認識させるに足るものである。

この産地は、メリヤス生地（丸編、横編）を主力製品として、メリヤス外衣、メリヤス下着、メリヤスその他、靴下、手袋も生産している。53年のメリヤス製品出荷額の構成比を通産省編『工業統計表・品目編』でみれば、メリヤス生地は86.5%（全国比19.2%。86.5%のうち83.9%は丸編生地で全国比は40.6%）を占めている主力製品であることがわかる。

このメリヤス産地と地域経済との関連を同実態調査のデータに基づいて描かれた図2-2でみれば、原材料は約93%を県外から仕入れ、機械購入・同修理は約49%を県外に依存している。また、物品・サービスは約71%を同一市町村から購入し、従業者数の約72%、外注下請の約73%、家庭内職の約95%をそれぞれ同一市町村に依存している。メリヤス製品については、約91%を県外へ販売し、約5%を輸出している。

このように、和歌山メリヤス産地の経済波及効果は同一市町村から隣接市町村へ、さらに県外へ大きく広がっているものと推測できる。

図2-2 和歌山メリヤス産地と地域経済との関連



資料：和歌山県経済部編『和歌山県地場産業実態調査 55年度』（同編『和歌山県地場産業振興ビジョン』55年3月、31頁、に所収）

3 笠原タイル産地と地域経済

笠原タイル産地（岐阜県笠原町）は、岐阜県東濃地区の南端に位置し、天正14年に開窯されて以来の伝統的工芸品産地（この指定は54年8月10日に通産大臣から受けた。）である。岐阜県陶磁器工業協同組合の調査資料（同県商工労働部編『地場産業実態調査報告書』56年3月、に所収）によれば、54年のタイル製造業の事業所は115事業所（岐阜県工業全体の402事業所数に占める構成比は28.6%）、従業者数は2,438人（同従業者数3,653人に占める構成比66.7%）である。タイル出荷額は、笠原町役場編『笠原町勢要覧』によれば、192億円（同出荷額283億円に占める構成比67.8%）である。まさに陶磁器製タイル製造業は同町製造業の基幹産業であり、同県内同業種の中でも大きな地位を占めている産業である。

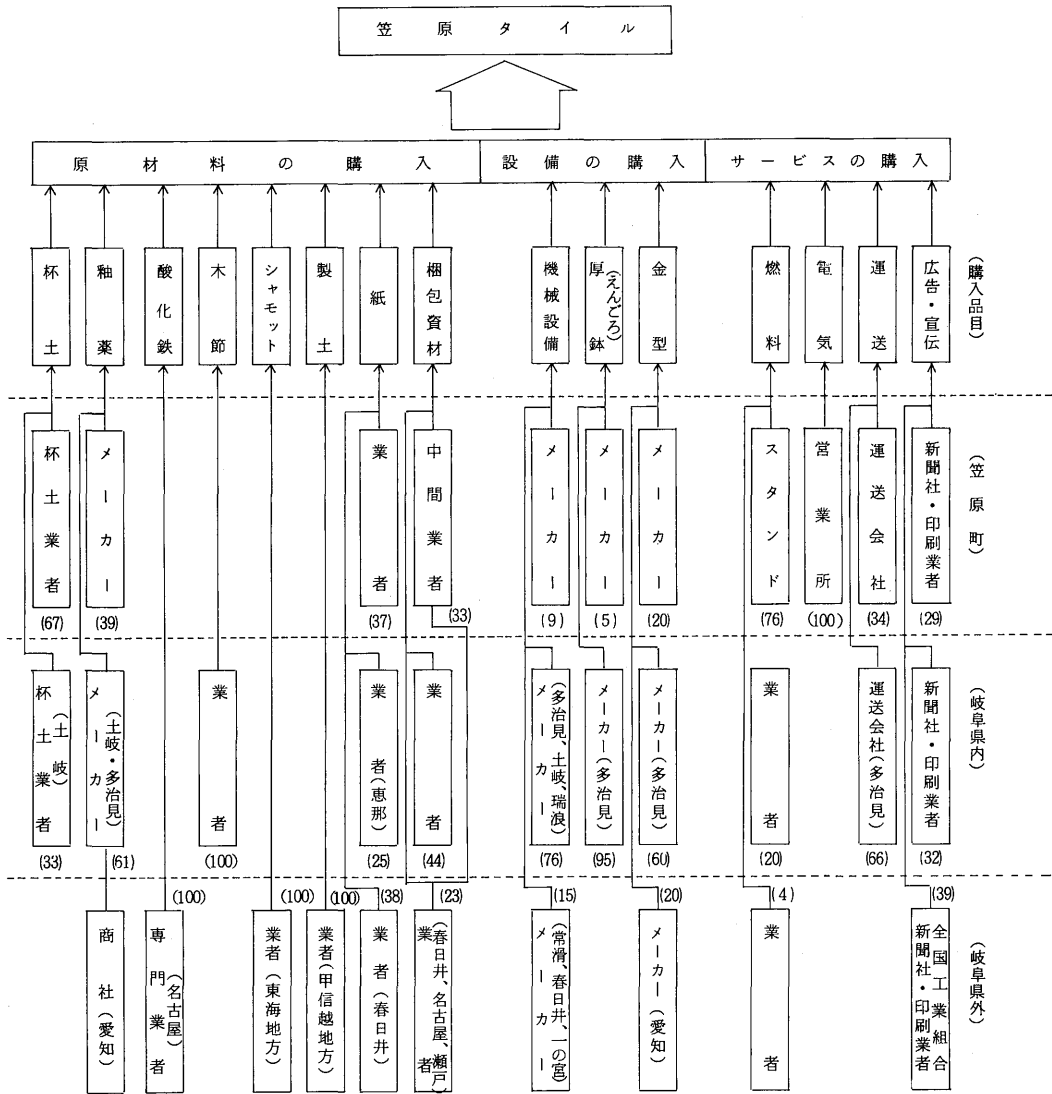
この産地で生産されているタイルの種類は、薬がけモザイクタイル、薬なしモザイクタイル、外装タイル、内装タイル及び床タイルの5種類である。主力製品は薬がけモザイクタイルであるが、その生産量は低下傾向にあるのに対して、外装タイルの生産の比重は増大している。

笠原タイル製造業の総収入額の町内への歩留りを「地域内経済循環」または「経済の地域内循環」の観点から把握すれば、この産地が地域経済に果たしている役割を理解できる。その観点は、1) 原材料、資本設備、サービスの調達面からみた笠原タイル製造業の取引構造と2) この取引構造に基づくタイル製造業の「生産波及構造のフロー」（54年）で把握することと同じことを意味する。

(1) 笠原タイル製造業の取引構造

原材料、資本設備、サービスの調達面からみた笠原タイル製造業の取引構造は、図2-3のようになっている。杯土や釉薬の主要な原材料は笠原町、多治見市、土岐市などの杯土業者、釉薬メー

図 2-3 笠原タイル製造業の取引構造



資料：岐阜県商工労働部編『地場産業実態調査報告書』56年3月，205頁。
 (注) 太枠は主な調達先を示し，()内数字は%である。

カーとの取引が多い。釉薬を使わない事業所は酸化鉄やシャモット (chamotte. 耐火粘土をあらかじめ焼成し，粉碎したもの。これに粘土を混ぜて作られたものがシャモットレンガで，耐熱建材として最も広く使われている。)などを県外の業者に依存している。機械・設備・備品は，多治見市を中心とした笠原町周辺の業者やメーカーへの依存度が極めて大きい。燃料の重油，ガソリンの購入は町内の業者との取引が主であり，運送は多治見市の運送会社のほか町内の業者に依存している。

笠原タイル製造業がもたらせる産業連関的で裾野の広い経済波及効果は，タイル製造業の工業出荷額等はもとより，杯土業者，他の製造業者，第1次産業，第2次産業及び第3次産業の関連業種

へも行き渡っていることがわかる。さらに、笠原町の卸売業者、岐阜県内の壁業者や卸売業者、岐阜県外の卸売業者、名古屋市の商社も含めれば、取引構造はさらに広がっていることもわかる。

(2) 笠原タイル製造業の生産波及構造のフロー

一般に、ある製造業の生産波及構造のフローとは、生産活動に必要な原材料、資本設備、サービスなどの購入に基づくさまざまな産業への波及効果、生産活動の結果として生じた付加価値の配分(例。給与、租税、配当金など)に加えて、製品の販売波及効果を把握することである。

その生産波及構造のフローの把握には、岐阜県商工業振興対策会議を中心とした54年の実態調査(同県商工労働部編、前掲報告書、に所収)が極めて有用である。この調査は、損益計算書、決算報告書(製造原価報告書など)、本調査用に作成し、配布、回収した「地域連関・地域寄与調査表」と企業ヒアリング調査を用いて、収入と支出の各項目を分析するとともに、生産波及効果の町内と県内における歩留り、消費及び販売、県外への流出、消費及び販売の推計を行ったものである。この推計による波及効果は笠原タイル製造業と直接的に関連を持つ経済主体に限定したあくまでも第1次波及効果である。

① 工業出荷額等とタイル総収入額

54年の工業出荷額等は192億4,580万円である。これにこの調査で推計した営業外収益・特別利益5億5,813万円を加えれば、タイル総収入額は198億393万円であると推計されている。

② タイルの販売先

工業出荷額等から得たタイル収入(192億4,580万円, 100%)は、町内販売収入が最も多く、68億1,301万円(35.4%)であり、県外販売収入が56億9,676万円(29.6%)、岐阜県内販売収入が41億5,709万円(21.6%)、海外販売収入が25億7,894万円(13.4%)である。

③ 原材料とサービスの購入

タイル総収入額を得るための支出として、原材料・サービスの購入費が144億5,687万円(これはタイル総収入額の73.0%に相当する。)支出されている。この内訳の構成比は、原材料費が最も多く、29.4%(58億2,236万円)、次いで外注費の11.7%(23億1,706万円)、支払利息・保険料3.0%、減価償却2.6%、修繕費1.6%などとなっている。

これらの購入総額は、半分近くの85億3,155万円(43.1%、町内消費)が町内で購入されており、県内からの購入は48億1,235万円(24.3%、県内消費)であり、県外からの購入は5億9,412万円(3.0%、県外消費)である。その町内消費額は、水道・電気・燃料の総額の100%、外注費の総額の62.5%、原材料費の総額の49.9%、修繕費の総額の35.0%、販売費・通信費・雑費の総額の30.2%などがそれぞれ町内で購入された額であることを意味する。

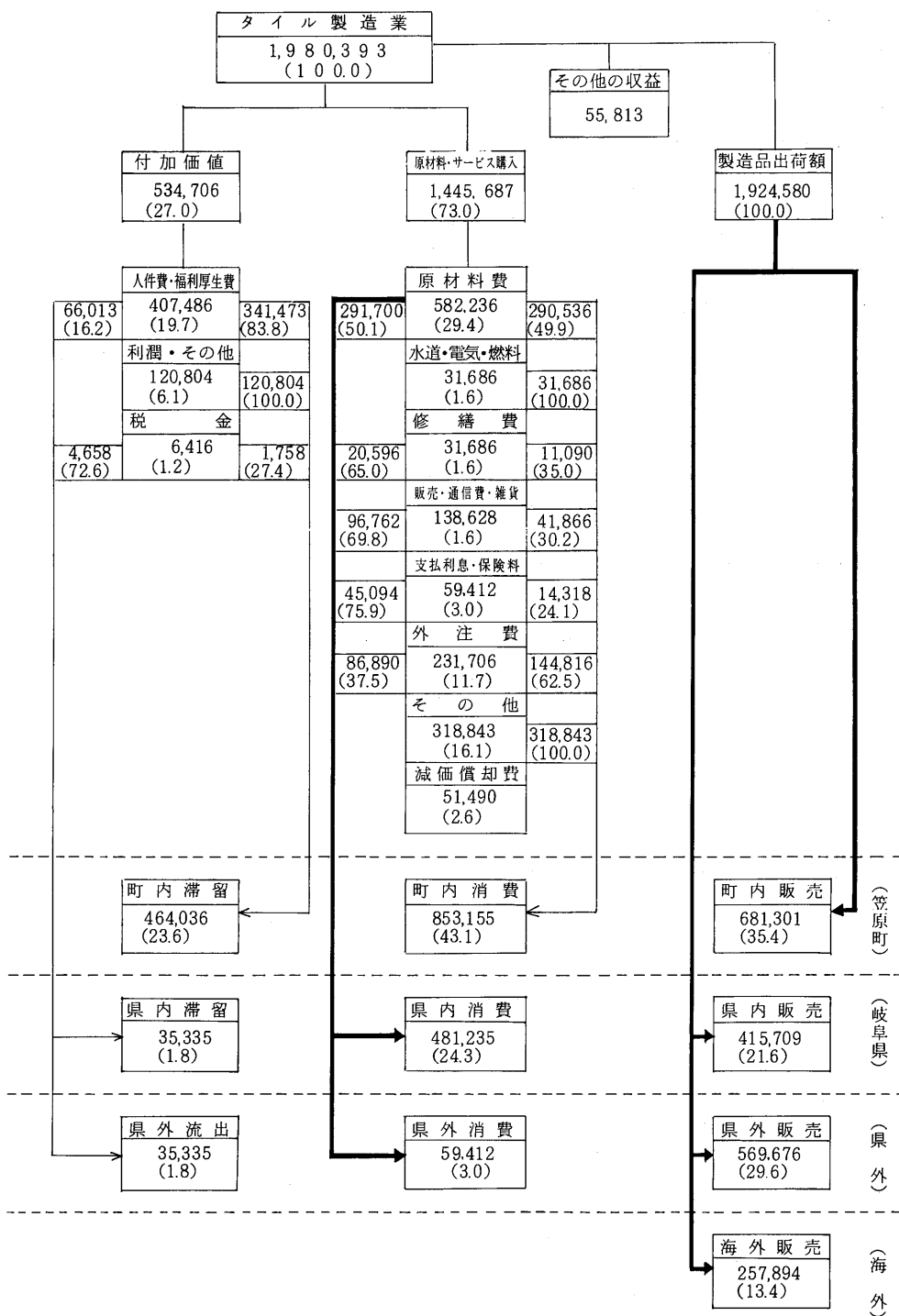
④ 付加価値額

付加価値額53億4,706万円(27.0%)は、タイル総収入額から原材料とサービスの購入総額を差し引いたものである。この付加価値額は、人件費・福利厚生費として40億7,486万円(19.7%)使われ、税金を1.2%納めた残りは、利潤・その他の12億804万円(6.1%)となるものである。

⑤ 付加価値額からの歩留り(滞留)

付加価値額からの町内歩留りは46億4,036万円(23.6%)である。県内歩留りは1.8%であるから、

図 2-4 笠原タイル産業の生産波及構造のフロー



資料：岐阜県商工労働部編『地場産業実態調査報告書』昭和56年3月，209頁。

(注) 1. () 内の数字は構成比 (%) を示し，数字の単位は万円である。

2. 町内消費 - 町内販売 + 町内滞留 = 635,890 (町内収支の黒字)

県外流出は3億5,335万円(1.8%)となっている。

⑥ 町内収支

町内収支は町内消費-町内販売+町内歩留りで示されるから、63億5,890万円の黒字である。この黒字が笠原タイル製造業の生産波及構造のフローを通じて産地の笠原町へ流入し、滞留したことを表わし、町内や県内の第1次産業、第3次産業へも波及していくので、町内収支の黒字は地域経済波及効果があることを明示している。

以上のように、笠原タイル製造業は地場産業として、また笠原タイル産地として、地域経済の発展に極めて重要な役割を果たしていることが具体的にわかる。

3 秋田仏壇産地と地域経済

秋田仏壇産地(秋田県稲川町)は、秋田県の東南部の栗駒山麓に位置し、35年頃以降急速に生成された金仏壇産地である。金仏壇産地は全国に28産地が存在している(表2-2)。秋田県産業労働部編『昭和61年 秋田県工業統計』(61年)は従業者数4人以上の事業所を調査したものであるのに対して、仏壇製造業の場合は従業者数3人以下の零細な事業所も含めているので、対比はできかねるが、その統計によれば、仏壇製造・販売業者(産地問屋でもある。)は27企業(59年3月末の33企業のときの企業形態は、個人33業者、法人6〔株式会社3、有限会社2、合資会社1〕であった。)

表2-2 金仏壇産地別生産本数・生産額(54年現在)

産地名	生産本数		生産額		産地名	生産本数		生産額	
	本	百万円 %	本	百万円 %		本	百万円 %		
計	166,350	53,230 (100.0)			金 沢(石川県)	600	500 (0.9)		
					七 尾(")	500	400 (0.8)		
札 幌(北海道)	若 干	不 明			美 川(")	300	200 (0.4)		
小 樽(")	3,000	300 (0.6)			武 生(福井県)	1,000	600 (1.1)		
秋 田(秋田県)	35,000	8,000 (15.0)			三 河(愛知県)	3,000	1,500 (2.8)		
山 形(山形県)	3,000	900 (1.7)			名 古 屋(")	10,000	7,000 (13.1)		
会津若松(福島県)	8,000	1,600 (3.0)			長 浜(滋賀県)	150	300 (0.6)		
豊 栄(新潟県)	300	150 (0.3)			彦 根(")	6,000	6,000 (11.3)		
新 潟(")	700	280 (0.5)			京 都(京都府)	500	500 (0.9)		
白 根(")	3,000	1,200 (2.3)			大 阪(大阪府)	13,000	4,000 (7.5)		
三 条・西蒲原(")	3,000	1,000 (1.8)			姫 路(兵庫県)	500	300 (0.6)		
長岡・小千谷・十日町(")	12,000	3,600 (6.8)			広 島(広島県)	14,000	4,000 (7.5)		
飯 山(長野県)	2,000	1,000 (1.8)			高 松(香川県)	8,000	2,400 (4.5)		
魚 津(富山県)	300	100 (0.2)			八女福島(福岡県)	6,000	2,000 (3.8)		
高 岡(")	500	400 (0.8)			川 辺(鹿児島県)	32,000	5,000 (9.4)		

資料：『宗教工芸』(1周年記念臨時増刊号)、鎌倉新書、昭和55年9月15日、84-85頁により石倉三雄氏が作成(石倉三雄『地域経済と地場産業』ミネルヴァ書房、1989年、102頁、に所収)。

(注) ()内は生産額の構成比(%)を示す。

従業者数は1,177人(稲川町工業の総従業者数1,959人の約60.1%)、生産額は82億115万円(同総生産額101億3,483万円の約80.9%を占め、全国シェア第1位)である。これらの3指標をみても、仏壇製造業が稲川町の基幹産業であることがわかる。

稲川町の金仏壇（秋田仏壇）の生産を理解するためには、(1) まず仏壇の生産工程と仏壇製造・販売業者の概略をみた後で、(2) 原材料、資本設備及びサービスの調達面からみた取引構造、(3) 生産波及構造のフローを把握する必要がある。このことは当産地の「地域内経済循環」を把握し、地域経済の発展に果たす役割を強調するために肝要なことである。

(1) 秋田仏壇の生産工程の概略

秋田仏壇は、川連漆器の技術・技法・技能を「苗床機能」として発揮し、あくまで手作りの良さを活かして製造している。秋田仏壇の品質をみれば、主材は海水に浸していたラワン材と合板（ベニア板）であり、生産工程は木地作り、宮殿作り、彫刻、塗装、金箔押、加飾（秋田県工業技術センター川連指導所は蒔絵とみて良いと言われる。）、組立完成に細分化され、分業化されている。

秋田県漆器工業共同組合編『秋田県漆器工業における漆器製品の市場開拓に関する調査研究』昭和54年3月によれば、仏壇製造・販売業者（製造問屋）は木地作り（材料を乾燥、木取りをし、仏壇内外回りを仮組みする。）や宮殿作り（内陣にある宮殿の屋根、柱、須弥壇を仮組みする。）などの素地工程と加飾工程（彫刻は構図に従って花、鳥、龍、唐草、天人などを彫る。蒔絵は塗りを施した上に図柄に従って金粉、銀粉を蒔入れする。加飾業者には農業などとの兼業者はみられない。）を殆ど下請に出し、自己の事業所（自工場）では下地塗、中塗、上塗の順で塗る塗装（砥粉下地と漆塗り）と砥ぎ出して漆塗り面を砥ぎ、平らにする。表面塗装の約80%はカシュー塗である。高級品は漆塗りである。）、金箔押（塗装した上に金箔を張りつける。）、組立完成の各工程を担当している。素地工程では、仏壇製造・販売業者（農業などとの兼業者はいない。）が自ら一括購入した原材料の木材（ラワン材のほか、ベニア板の合板）を木地業者や宮殿業者（農業との兼業が多いので、農閑期を利用した製造期間が多い。）に委託加工する。この際、仏壇製造・販売業者は木地業者や宮殿業

図2-5 秋田仏壇（金仏壇）の生産工程の概略

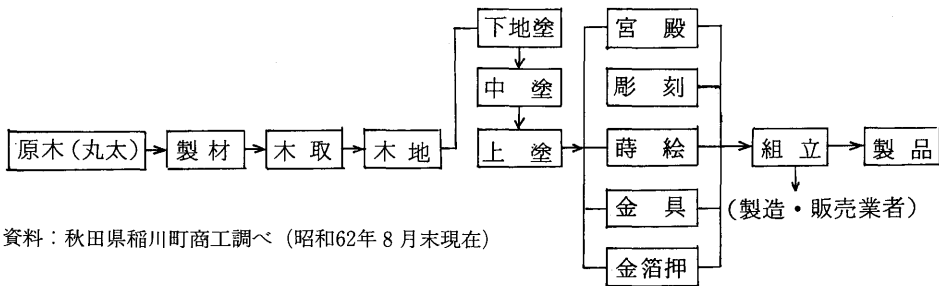
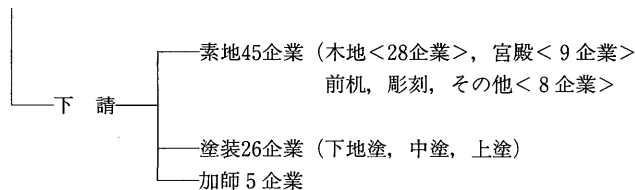


図2-6 仏壇製造・販売業者の概略

仏壇製造・販売業者（製造問屋）22企業—自工場で塗装（下地塗、中塗、上塗）、金箔押、組立



者と専属契約を結び、下請化ないし系列化した形態の外注をしている場合が普通である。製造・販売業者は自工場で塗装が間に合わない場合には、下請業者に回しているが、零細な製造・販売業者は自ら塗装している場合が多い。金具工程については、金具業者が存在しない（川辺仏壇産地〔鹿児島県川辺町〕、金沢仏壇産地〔石川県金沢市〕⁹⁾ などには存在する。）ので、他の産地から購入した真鍮金具やプラスチック製品を使っている。この点は他の金仏壇産地とは異なっている。以上、図2-5、図2-6参照。

(2) 秋田仏壇産地の取引形態

原材料、資本設備及びサービスの購入からみた秋田仏壇産地の取引形態は、図2-7のとおりである。この取引形態は秋田県産業労働部が55年11月から56年2月にかけて調査した5製造・販売業者のものである。

同県同部編『秋田県地場産業実態調査報告書』56年3月によれば、原材料などでは、木材、合板（ベニヤ板）、塗料、金箔、金具、彫刻のほかに、唐木仏壇、仏具などを購入している。その購入先と購入割合は次のとおりである。¹⁰⁾ 木材と合板は、秋田県内から28.1%、県外から71.9%（新潟県9.3%、石川県5.2%、山口県2.2%、その他55.2%）を購入している。塗料は、稲川町内から32.7%、秋田県内から44.9%、県外から22.4%が購入されている。金箔は、全部県外から購入している。意外にも生産量が全国一の著名な金沢箔（14.0%購入）よりは富山県からの購入（77.4%）の方が多い。京都府からも1.1%、その他7.5%が購入されている。金具と彫刻は、町内（金具業者はいない。）からも県内からも殆ど調達されていない。県外99.8%のうち、新潟県から13.2%、石川県から9.9%、その他76.1%がそれぞれ購入されている。唐木仏壇と仏具は、町内から82.7%、県外（群馬県）から17.3%が調達されている。その他の原材料の購入では、静岡県が最も多く、40.4%となっている。

(2) 秋田仏壇産地の生産波及構造のフロー

秋田仏壇産地の生産波及構造のフローは、秋田県産業労働部編、前掲書の調査によれば、図2-8のように描かれている。

① 工業出荷額等と仏壇総収入額

55年11月から56年2月にかけての調査結果であるが、工業出荷額等は38億4,534万円（100%）である。これに営業外収入の推計額3,438万円を加えれば、仏壇収入額は38億7,972万円（100%）と推計されている。

② 仏壇の販売先

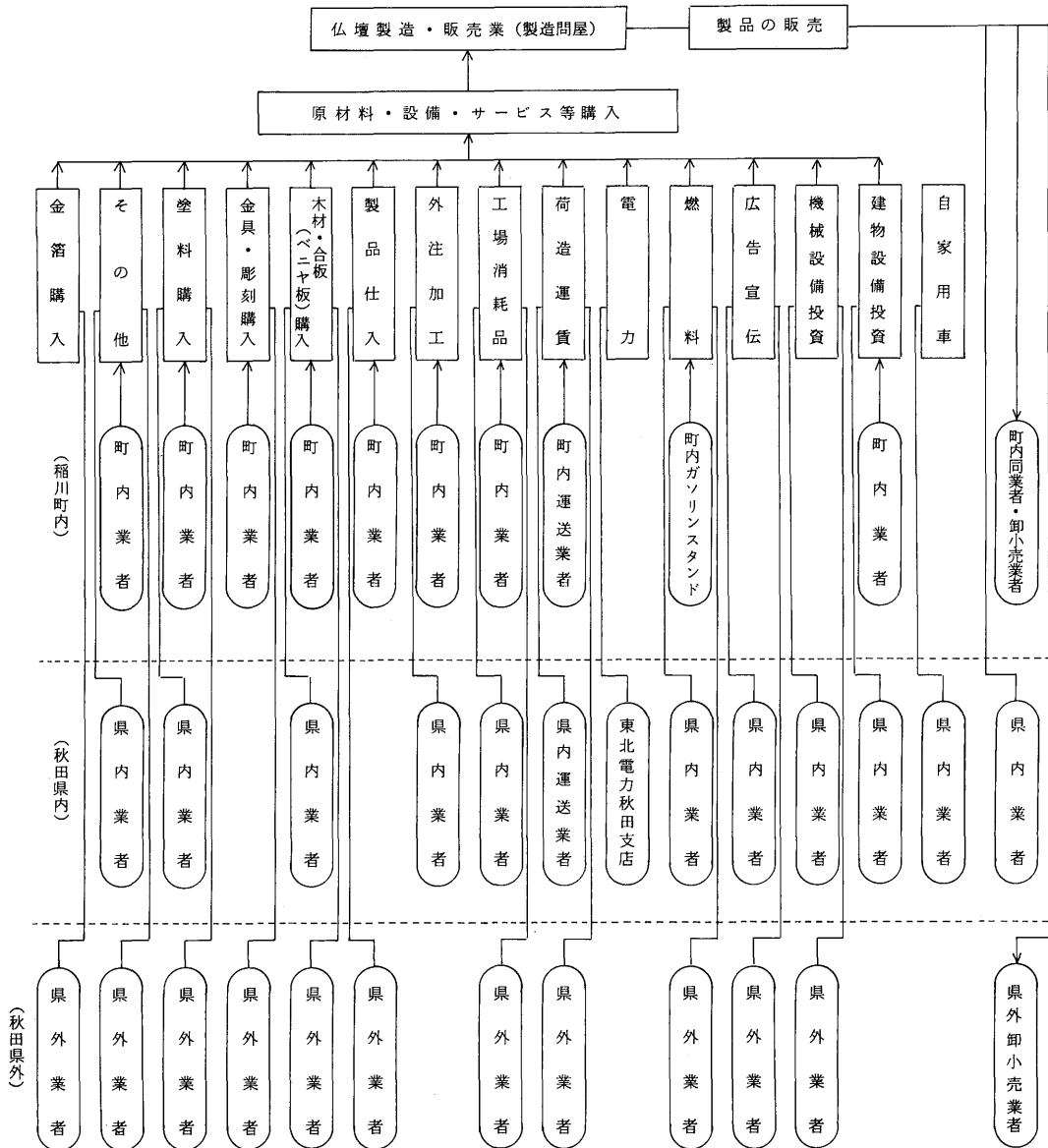
工業出荷額等から得た収入は、町内販売収入5億6,028万円（14.6%）、秋田県内販売収入4億2,255万円（11.0%）よりも県外販売収入28億6,250万円（74.4%）の方が多い。

③ 原材料とサービスの購入

仏壇総収入額を得るための支出として、原材料とサービスなどが29億8,927万円（これは仏壇総収入額の77.0%に相当する。）支出されている。この内訳の構成比は、原材料費等が57.3%（22億2,403万円）で最も多く、次いでこの産地の特徴を反映して外注費が12.4%（4億8,271万円）などとなっている。

これらの購入総額のうち、半分近くの19億3,224万円（49.8%）が県外から購入（県外消費）され

図 2-7 原材料、資本設備及びサービスの調達面からみた秋田仏壇産地の取引形態



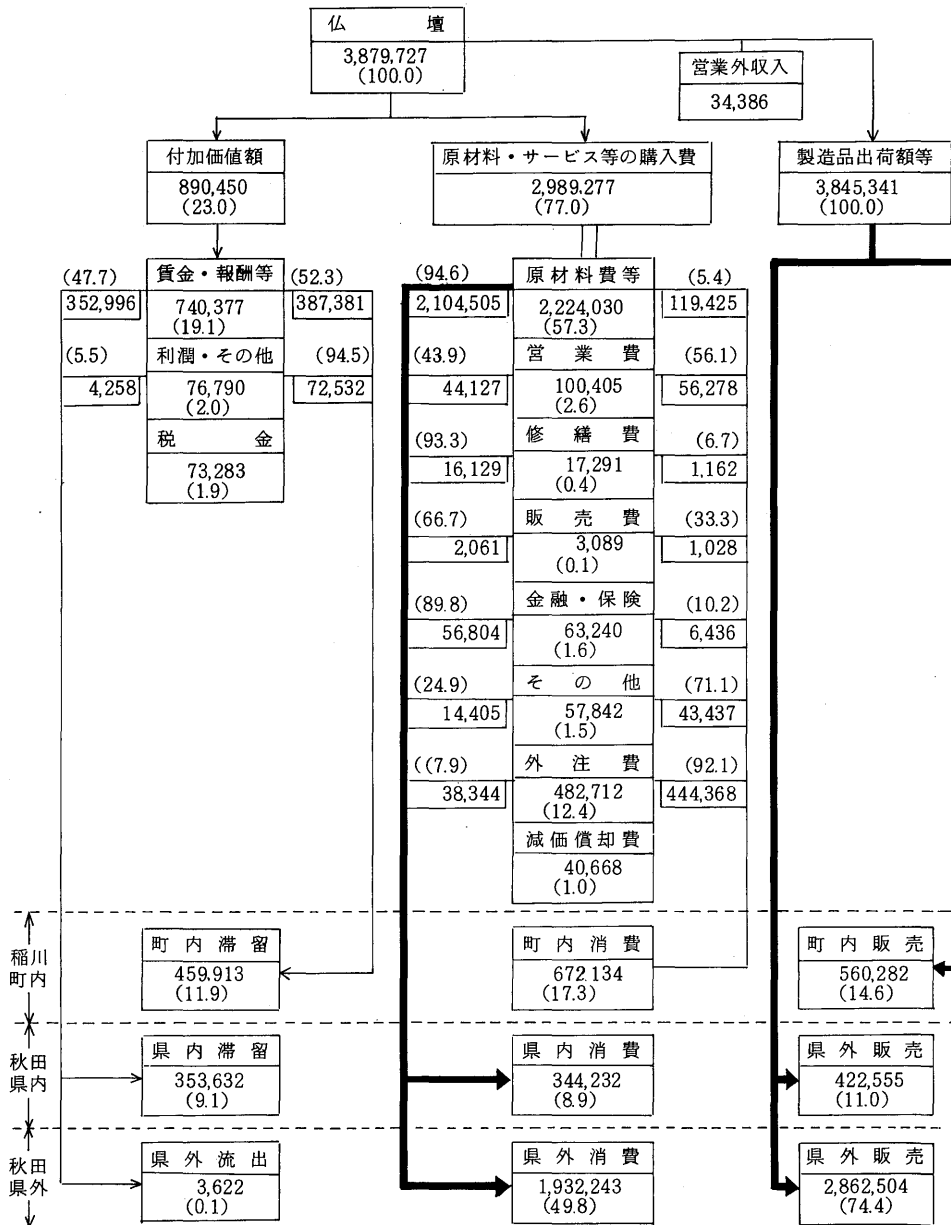
出所：秋田県産業労働部編『秋田県地場産業実態調査報告書』昭和56年3月，242頁，235頁。

ており、県内から購入（県内消費）は3億4,423万円（8.9%）であり、町内からの購入（町内消費）は6億7,213万円（17.3%）である。その町内消費額は、外注費の総額の実に92.1%（4億4,436万円）、営業費の総額の56.1%（5,627万円）、販売費の総額の33.3%（102万円）、原材料費等の総額の5.4%（1億1,942万円）などがそれぞれ町内から購入された額を意味する。

④ 付加価値額

付加価値額8億9,045万円は、仏壇総収入額から原材料とサービスなどの購入費を差し引いたものであり、仏壇総収入額の23.0%に当たる。この付加価値額は賃金・報酬等として7億4,037万円

図2-8 稲川町における秋田仏壇製造・販売業の生産波及構造のフロー



資料：秋田県産業労働部編，前掲書，2頁，253頁，256頁。

(注)1. 調査期間は昭和55年11月～56年2月，対象調査企業数5社。

2. ()内の数字は構成比(%)を示し，数字の単位は千円である。

(19.1%)が使われ，税金を7,679万円(1.9%)納めた後の残額が利潤・その他の7,679万円(2.0%)となるものである。

⑤ 付加価値額からの歩留り(滞留)

付加価値額(23.0%)からの町内歩留りは4億5,991万円(11.9%)である。この歩留りは賃金・

報酬等の総額の52.3%，利潤・その他の94.5%から成り立っている額である。県内歩留りは3億5,362万円（9.1%），県外流出は362万円（0.1%）となっている。

⑥ 町内収支

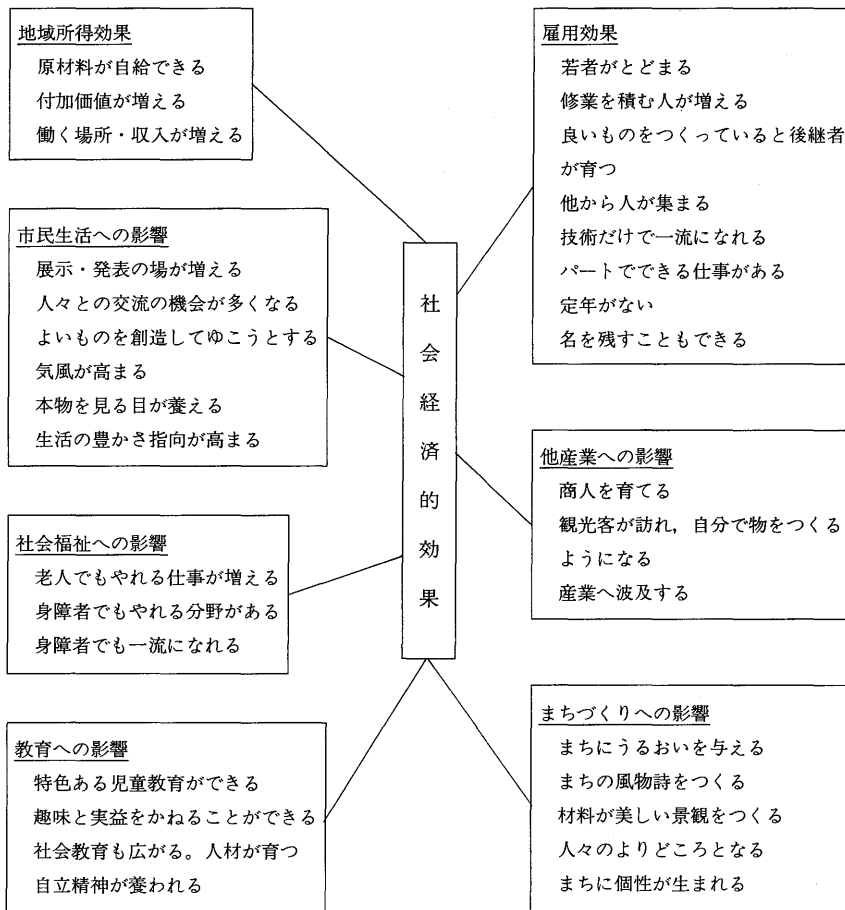
町内収支は町内消費－町内販売＋町内歩留りで示されるから、5億7,176万円の黒字である。この黒字が秋田仏壇製造業の生産波及構造のフローを通じて産地の稲川町へ流入し、滞留したことを表わしている。

以上のように、秋田仏壇製造業は地場産業・産地として地域経済の発展に極めて重要な役割を果たしていることがわかる。

第4節 地場産業・産地の地域経済への影響

地場産業・産地は、下平尾勲氏によれば、地域経済へ少なくとも次の七つの影響を及ぼしている。これらの影響があることを下平尾氏は社会経済的效果があると名づけている（図2-9）。

図2-9 地場産業・産地の地域経済への影響

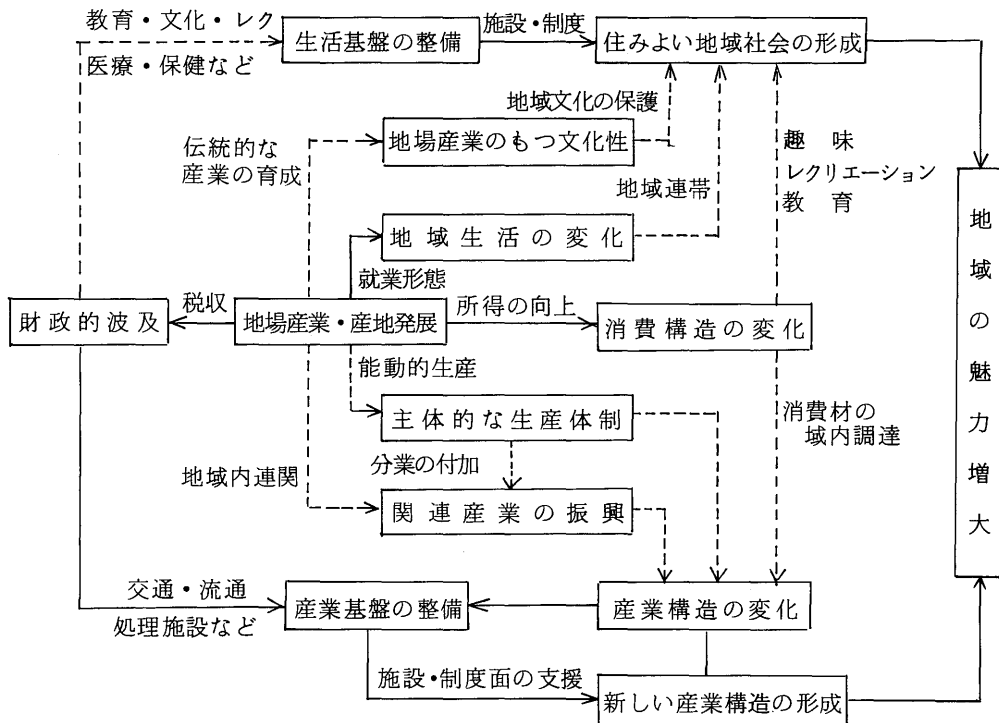


資料：下平尾勲『現代地場産業論』新評論，1985年，181頁。

さらに、地場産業・産地がその再生や振興を通じて発展すれば、地域産業連関構造の中で「地域経済循環」の増大や就職機会の増大、それに伴う所得の増加だけでなく、地域生活の変化に伴う地域ぐるみの新しい地域連帯のきずなどで生活基盤の整備を押し進め、住み良い地域社会の形成を促進することなど、多くの地域波及効果が得られるであろう（図2-10）。

このような経済的効果や社会的効果などが地域住民の経済的・精神的・社会的・文化的な豊かさをもたらせる源泉になるという見方に基づいて、いまや地場産業とその産地が見直されていると同時に、地場産業・産地への期待が大いに高まっている。

図2-10 地場産業・産地振興の地域波及効果



資料：中小企業庁編『地場産業問題調査報告書』55年3月（野村総合研究所編『産業の新潮流』野村総合研究所情報開発部、58年、35頁、に所収）。

このことからみても、地場産業・産地は生産活動、社会活動、文化活動を通じて地域経済や地域社会に多面的に貢献していることを再認識する必要がある。他方、地場産業・産地の盛衰は地域経済基盤の向上、地域経済や地域社会の発展に多大の影響を及ぼす重大なものとなっている。そのため、地場産業・産地は内外の環境激変に対応し、新時代の動向や潮流などに対処しながら、難点を徐々に克服していき、新たな発展を遂げられるよう必死の努力を続けている。

第3章 地域経済を支えている地場産業・産地の振興推進の要請、課題及び課題

地場産業・産地の振興推進がなぜ要請されるのか。その基本的な振興目的は何であろうか。まず、これらのことを説明する。次に、どの地場産業・産地の振興にも必要な共通した課題を探る。

第1節 地域経済を支えている地場産業・産地の振興推進の要請と振興目的

1 地場産業・産地の振興推進の要請

地場産業・産地の振興を推進することは、内外の環境激変に苦慮しながら、さまざまな対応策を講じている地場産業・産地を活性化させ、成長・発展させることである。このことは、地域経済社会の振興を図り、住み良い地域生活づくりを進めることに直結している。地場産業・産地の振興、場合によっては再生は、今や時代の要請となり、まさに「地方の時代」あるいは「地域の時代」の幕明けになると言われている。従来にも増して、その振興の時代的要請は高揚し、増幅してきている。この要請は、中小企業庁の見解によれば、「既存の比較的集積度の大きい産地組合に限らず、もっと規模の小さい中小企業群をも対象にすることによって、既存地場産業に活を入れることにより、地域の雇用吸収力の向上を図っていくこと¹¹⁾」を求めたものである。この見解をみても、地域経済のあり方と地域経済社会の発展を模索することによって、産地あるいは産地周辺地域の中小企業群が雇用面、生活面において地域に根ざし、地域経済に重要な役割を果たしていることを評価し、さまざまな業種の中小企業群に期待していることがわかる。

とにかく、「地方の時代」という地域のあるべき姿のイメージや哲学について要請されていることは、地場産業・産地の振興を推進することによって地域経済の基盤形成とその確立を図り、地方の時代を実現させることである。その実現の担い手となるものが、革新型中小企業であり、革新型企業者（イノベーター）である。と同時に、「行政の役割」が重要である。地場産業である中小企業を育成・強化していくための「地域産業政策」が必要である。

このような産業面からだけでなく、近年、地域によっては、伝統的な産業文化を新しい視点から地域独自の文化として再評価し、育成しようという気運が顕著になっている。例えば、輪島市の「漆の里」構想、岐阜市の「ファッション・ニュータウン」建設構想などがそれである。

2 地場産業・産地の振興目的

地域的視点から、地域の中小企業を育成・強化し、その中小企業の一つの類型である地場産業の一大密集集団つまり産地を再生させ、あるいは振興させることは、地域経済基盤の形成と確立に役立ち、それを通じて地域経済社会の形成促進に貢献することである。それだけでなく、地場産業・産地の振興は各地域の経済社会をより一層充実させ、質・量両面にわたって豊かで高度な住民生活を実現させるのに役立つことである。この意味で、地場産業・産地振興の目的として次の少なくとも四つの目的が挙げられる。¹²⁾

- ① 活力ある地域経済社会の形成に先導的・中心的な役割を果たしている地場中小企業を育成・強化すること。
- ② 地域における雇用の増大と活力ある地域経済社会の主要な担い手となっている地場産業を再生あるいは振興させ、その自立的発展を図ること。
- ③ 地域の経営資源や伝統技術・技能の開発と活用などに基づいて地域の特性を持つ地場産業を起こし、育成すること。
- ④ ③のことが結局のところ地場産業全体とその産地を構成する中小企業群の育成と競争力の涵養など経営基盤の強化に結びつくという地域的視点を加えた中小企業施策の展開を推進し、内

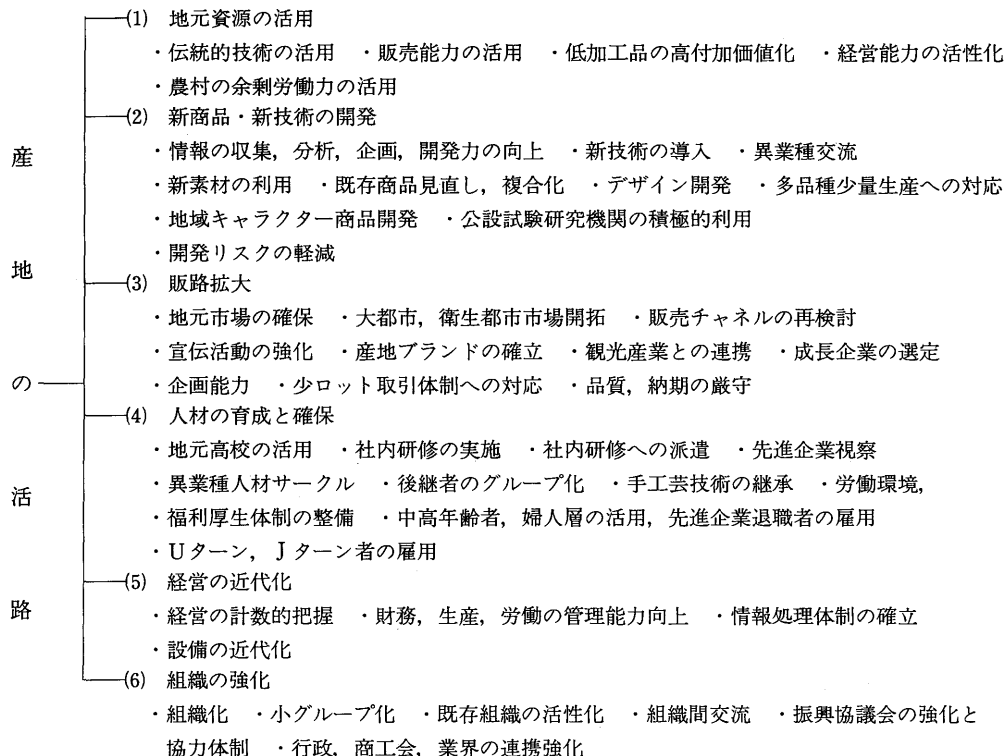
外の環境激変，需要構造の変化，技術革新の進展などに適応した活力ある地場中小企業の育成とその経営基盤を強化すること。

第2節 地域経済発展のための地場産業・産地振興の課題

これからの時代では，高度経済成長期の地域産業政策のように各地域に類似的で画一的な産業を「上から」，「外から」指定することも重要であるが，それだけではなく，地域経済社会や地域住民のニーズに基づいて生活の質を充実させるための根本条件として，地場産業・産地の振興策を地域独自のイメージと哲学のもとで策定し，それを実現していくことが緊急の課題となっている。

中長期的な課題として，どの地場産業・産地もその活路を開き，振興を図るためには，多くの課題が山積している。ここでは，下平尾氏の見解に賛同できるので，その見解をそのまま掲げることにはしたい。地場産業・産地の活路は，六つの方策ないし課題，すなわち，(i) 地元資源の活用，(ii) 新商品・新技術の開発，(iii) 販路拡大，(iv) 人材の育成と確保，(v) 経営の近代化，(vi) 組織の強化を大きな支柱として，さらにそれぞれの柱の方策ないし課題には図2-11のようにさまざまな課題がある。

図2-11 地場産業・産地の活路開拓ないしその振興の課題



第4章 地域経済発展のための地場産業・産地の振興策

地場産業・産地にはそれが本来抱えている内在的な問題点や環境激変の実相があるので、地場産業・産地はその問題点などにどのように対応しようとしているのであろうか。国はいかなる政策的対応を講じてきたのか、また講じているのであろうか。これらの二つの観点から地域経済発展のための地場産業・産地の振興策について説明する。

第1節 国の政策的対応に基づく地場産業・産地の振興策

1 中小企業近代化政策に基づく地場産業・産地の振興策

国は中小企業近代化政策に基づいて地場産業・産地の振興策を図ってきている。中小企業近代化政策は、第一次中小企業近代化促進法（略称：第一次近促法、38年）に基づく中小企業政策はその後の時代の進展とともに改正（44年、48年、50年）され、実施されてきている。これらの改正された政策すべての目的、内容、政策効果、意義など国の政策的対応の功罪については説明を割愛するが、第二次と第三次の近促法で打ち出された繊維産業（メリヤス、綿スフ織物など）、陶磁器製タイル、洋食器などに対する「業種ぐるみ」や「産地ぐるみ」の「構造改善政策」は、政策的意義はあり得たが、必ずしも地場産業・産地に適応したものにならず、その活路開拓の有効な決め手にならなかった点がある。なぜそうであるのか。この点の検討は拙著第2章で展開しているので、ここでは割愛したい。

なお、「中小企業近代化促進法」の体系図は、図2-12のとおりである。

2 地域的視点を導入した国の政策的対応

中小企業近代化政策は全国一律の画一的な政策であるため、それぞれの地場産業・産地に必ずしも適合した政策的対応ではなかった。そこで、地域的視点から地域あるいは産地を対象とし、「構造改善政策」を基軸とする政策に地域的視点を導入した次の中小企業政策が講じられた。

(1) 伝産法などの制定と地場産業

「特定繊維工業構造改善臨時措置法」（略称：特織法。42年）のほか、当時の情勢に即応して、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（略称：伝産法。49年5月）が制定され、伝統的工芸品産業の振興を図ろうとした。「中小企業事業転換措置法」（51年）も出され、中小企業の業種転換が行われやすいように金融、税制両面にわたる助成措置が講じられた。さらに、「円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法」（53年）、「活路開拓調査指導事業」（53年）などが実施された。

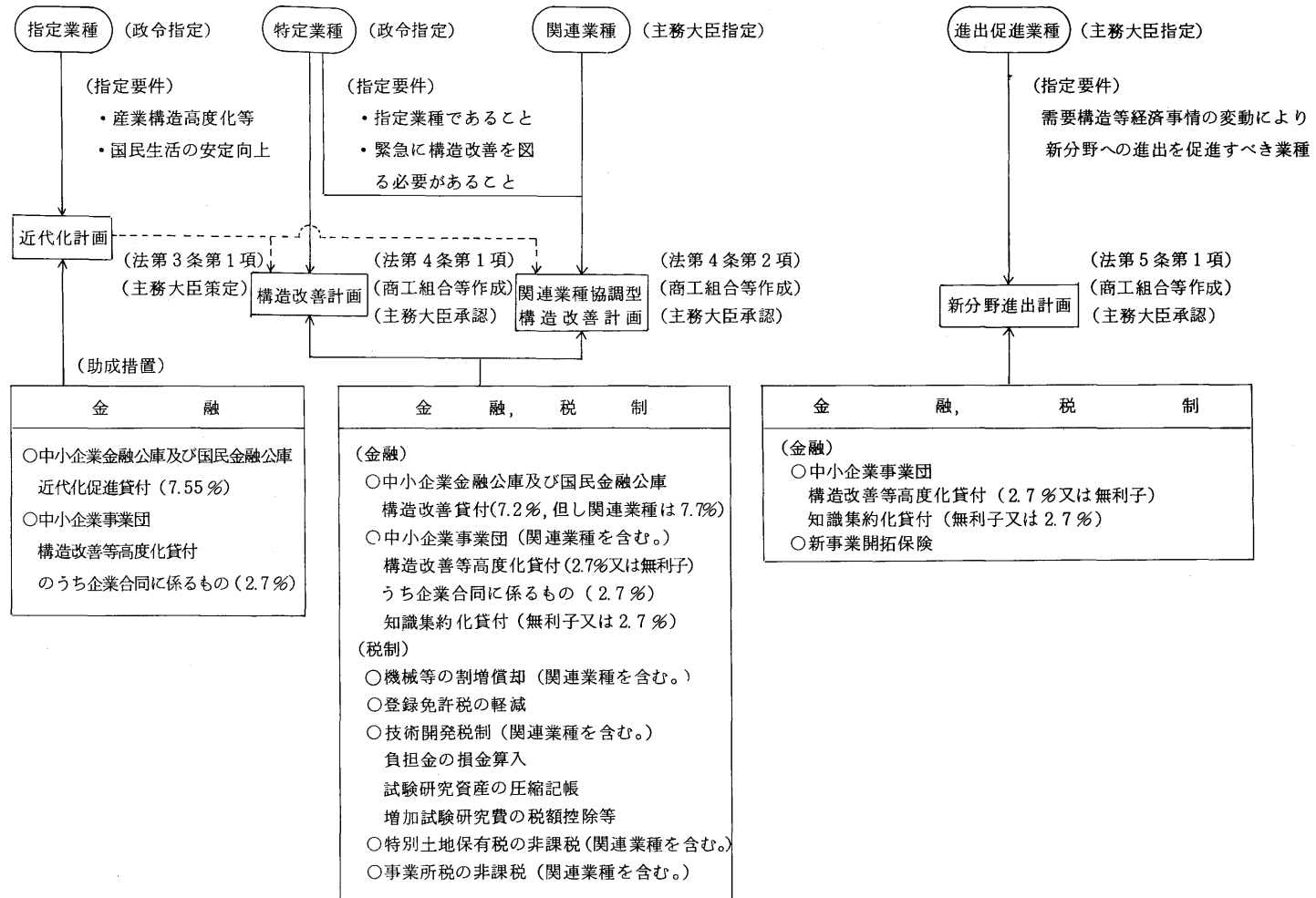
その後、自由経済体制の行き詰まりに起因した60年9月の「プラザ合意」以降の円高問題、中小企業性製品の輸出シェア低下問題、大企業や有力な中小企業の海外進出問題などが生じた。

これは、地域社会における地場産業・産地の役割の重要性を再認識し、産地中小企業は地域経済の健全な不可欠の中核的な存在として位置づけ、新製品開発、新市場開拓、人材育成などの助成措置を通じて地場産業・産地の振興を図ろうとしたものである。

(2) 産地法の制定と地場産業

① 産地法の対象と特定業種の指定条件

図 2-12 中小企業近代化促進法の体系図



資料：中小企業庁編『中小企業施策のあらまし』中小企業調査協会，1991年，308頁。

このような背景のもとで、円高に起因した輸出型産地と開発途上国との競争激化によって甚大な影響を被った地場産業・産地とそれに関連した諸問題が生じる事態を国が憂慮した結果、「産地中小企業対策臨時措置法」（略称：産地法。54年）が制定された。

産地法の対象は、「特定の業種に属する事業を、特定の産地において行う者」である。特定の業種とは、その法律で指定された業種であり、次の要件を満たした業種である。

第一に、中小企業性業種であること（事業活動の相当の部分を中小企業が行っていること）。

第二に、産地性の業種であること（事業活動の一部が特定の地域に集中していること）。

第三に、円高、その他の経済情勢の激変によって、かなりの中小企業の事業活動に支障があり、あるいはそれが生じる恐れのある業種であること。

この特定業種（産地）として指定された産地は、54年に77産地、55年に86産地、56年に35産地が追加指定され、合計198産地となっている。

この産地法の本質的な特徴は、中期的な視点からみた産地振興策であること、指定済みの産地の産地組合が主体的に作成する振興計画に対して、またその計画に基づいて産地中小企業が行う新製品・新技術の開発、販路の開拓、設備の更新などに対して、国や都道府県の助成措置が講じられている点にある。

② 地場産業等振興事業の推進策

地場産業等振興事業は、(i) 地域中小企業振興対策基本計画策定、(ii) 地域中小企業創造力形成事業、(iii) 地場産業情報化推進事業、(iv) 地場産業振興センター整備、(v) 中小企業体質強化資金助成制度による融資、(vi) 地場産業振興高等技術者研修事業費補助を通じて推進されている。

(3) 地場産業総合振興対策事業と地場産業

国、特に中小企業庁は55年度から注目すべき政策的対応を打ち出している。それは「地場産業総合対策事業」である。これは地域的視点に立ち、地場産業・産地の総合対策の必要性とその政策的理念に関する指針の文書とも言えるものである。その地場産業・産地振興のための基本的考え方は次のことである。¹³⁾

第一に、三全総の定住圏や四全総の国土の均衡ある発展構想などにみられる魅力ある地域社会を形成することがいまや国民的課題となっているので、その前提として雇用機会の創出を図るためには、地域の実情に応じた地場産業・産地の振興を図る必要があること。

第二に、地域の風土、伝統及び技術に根ざした地場産業・産地がもたらされる地域的文化性は魅力ある地域社会の実現には不可欠の構成要素となっていること。

第三に、高度経済成長期（32年～49年秋）とは異なり、安定成長期（減速成長期）では、工場の地方進出が相対的に停滞し、また国土の地理的条件からも誘致型地域発展の可能性は特定の地域に限定されざるを得ないこと。

第四に、地場産業・産地の振興あるいは再生は原材料を供給する農林業、水産・養殖業、機械・装置、副資材、デザイン、包装、製紙業などの関連産業、その製品や産品や伝統的工芸品の販売、輸送関連産業、地域内の幅広い産業に対して波及効果を持つという産業連関構造や社会的分業体制の中で地場産業・産地の地域経済への好影響を与えること。

第五に、既述のように、38年以降、国は中小企業近代化政策として業種別合理化・近代化の促進、小売業の近代化などを広範に実施してきたが、新たな時代の要請に応じて、地域的視点から諸施策

表 4 - 1 地場産業等振興事業の推進策

事業名	事業名の説明	交付先	補助率	
(i) 地域中小企業振興対策基本計画策定	地域中小企業の活性化を図り、魅力ある地域づくりを実現するため、国は地域中小企業振興基本計画を策定する地方公共団体に対して補助する。	地方公共団体	1/2 @373万円 20地方公共団体	
(ii) 地域中小企業創造力形成事業：計画(i)などによる次の地方公共団体を通じて補助する。				
技術・デザイン力の強化達成事業	地元大学等との連携強化事業	組合などが地域中小企業と地元大学などが持つ技術シーズを円滑に結び付けるため、地元大学の研究室などとの共同研究・共同技術開発事業など。	地場産業振興センター、地域産業支援センター、組合など	国1/2 地方公共団体1/2 @960万円 25財団など
	地域産業技術交流・移転事業	組合などが他の地域の中小企業などとの技術交流などを行い、地域中小企業者への技術移転を促進する事業。	同上	国1/2 地方公共団体1/2 @298万円 25財団など
	新商品開発能力育成等事業	組合などが経済環境の変化、需要構造の変化、技術革新の進展などに対処するために実施する新商品開発能力育成事業、需要開拓事業、人材養成事業。	同上	国1/2 地方公共団体1/2 @1,225万円 90財団など
	デザイン高度化事業	地域中小企業の高付加価値商品の開発能力を飛躍的に高め、その成果を広く中小企業の範とするため、地場の中小企業が共同で取り組む市場の動向に適応した高度なデザイン開発などに係る事業。	同上	国1/2 地方公共団体1/2 @900万円 47財団など
地域人材定着の促進、人材確保・養成事業	地域人材定着促進、人材確保・養成事業	組合などが行う地域中小企業の人材の確保及び養成などに資する事業。	同上	国1/2 地方公共団体1/2 @823万円 47財団など
	地域特性形成事業	組合などが地域のシンボルづくりなどを通じて地域ブランドを確立し、地域中小企業の商品企画力などの強化を図る事業。	同上	国1/2 地方公共団体1/2 @2,000万円 16財団など
	経営能力強化推進事業	組合などが地域中小企業などの経済基盤の充実に寄与するため、経営者などの経営能力の向上を図る事業。	同上	国1/2 地方公共団体1/2 @204万円 25財団など
情報受発進基地化事業	地場産品展示・普及等支援事業	組合などが地域中小企業の商品開発意欲などを増進するために行う展示会などの事業。	同上	国1/2 地方公共団体1/2 16財団など
	情報収集提供等事業	地場産業振興センターが地場産業振興のために有効な情報の収集、分析及び提供などを実施する情報収集提供事業及びそのために必要な設備などを整備する情報機能強化事業。	地場産業振興センター	国1/2 地方公共団体1/2 @847万円 1～3年目：6地域、4～5年目：9地域

(iii) 地場産業情報化推進事業

調査研究事業	地場産業が求めている個別的、具体的な情報のデータベース構築などに関する調査研究。	都道府県	½ @1,013万円 1地域
データベースシステム設計事業	同上のデータベースシステム設計事業。	都道府県	½ @1,026万円 1地域

(iv) 地場産業振興センター整備

<p>地場産業総合振興対策実施のために、その中核となる施設が必要な場合に、地方公共団体などが出費あるいは出損する第三セクター（公益法人）が都道府県の作成する地場産業振興ビジョンあるいは地場産業振興新ビジョン、もしくは地方公共団体の作成する地域中小企業振興対策基本計画に則して、原則として広域的な市町村を対象として地域ぐるみの中小企業振興の中核的機関となる地場産業振興センターを建設する場合、国は補助金及び中小企業事業団からの高度化融資によって助成する。</p> <p>同センターの建設に対する中小企業事業団の融資： 融資比率80%（国：県＝54：26）、金利：無利子、償還期間：20年以内（このうち据置期間は3年以内である）</p>	<p>平成2年までに37センターが設置されている。</p>	<p>国：定額（¼） 地方公共団体¼</p>
--	-------------------------------	----------------------------

(v) 中小企業体質強化資金助成制度による融資

都道府県が指定する地場産業に属する事業を営み、その経営の合理化・近代化を図る中小企業者には、中小企業体質強化資金助成制度による地域産業対策融資（地域振興対策貸付）の対象となる。

(vi) 地場産業振興高等技術者研修事業費補助

中小企業技術者の資質向上を通じて産地の中小企業製品の高度化・高付加価値化を実現するため、都道府県公設試験研究期間などにおいて地場産業の特色に立脚した高度で専門的な技術研修を行う。
1コース20人、全国47コース、補助率½

資料：中小企業庁編『中小企業施策のあらまし』1991年、61-66頁、により作成。

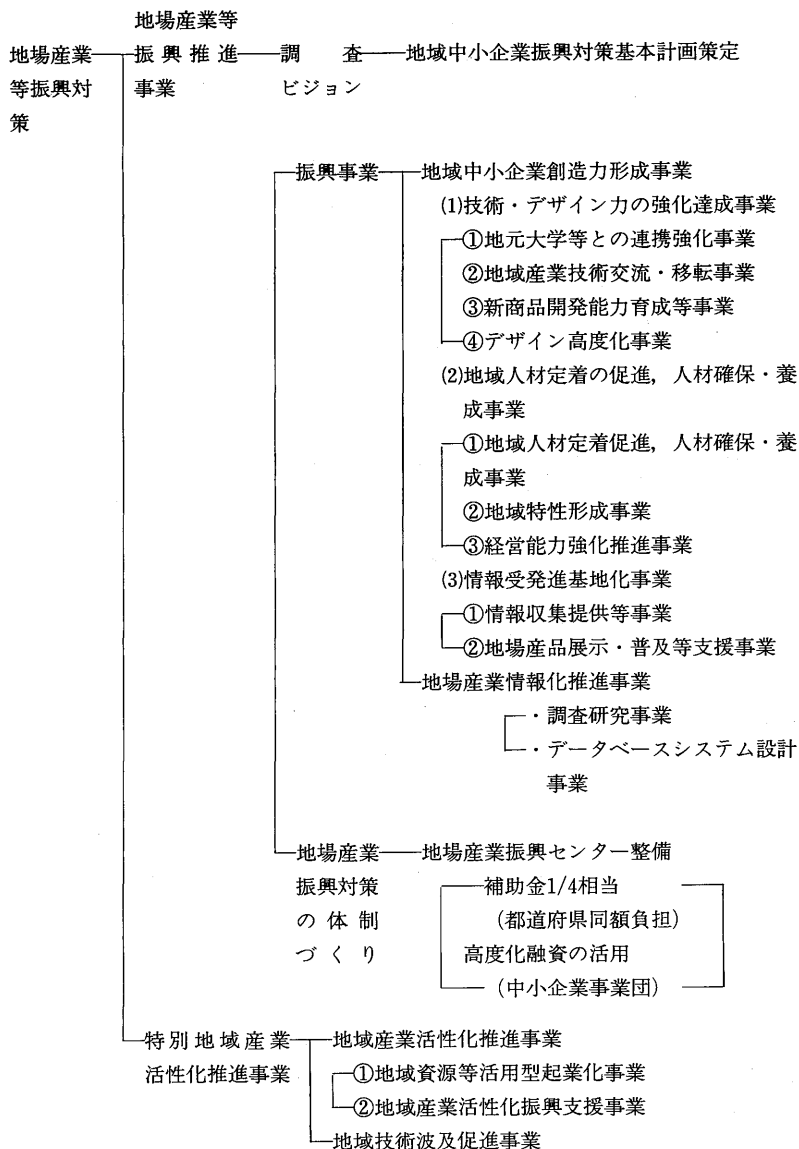
の展開を図る必要に迫られていること。

このような考え方に基づいて実施されている「地場産業総合振興対策事業」の種類と内容は、表4-1のとおりであり、この事業の体系図は図4-1のとおりである。

これらの事業の実施は、国が当該地域の地場産業・産地の産業連関構造や社会的分業体制の存在意義を認識するにあたって、地場産業・産地を単なる産地中小企業の集積地としてではなく、地場産業・産地が所在する地域ぐるみあるいは産地ぐるみの活性化や振興あるいは再生はもとより、地域経済の活性化や振興などを積極的に図ろうとする新しい試みの実施を意味している。しかも、その新しい事業は広域市町村圏のような特定地域に所在する複数の異業種の地場産業を総合的に活性化させ、振興させようとするものである。これらの点に「地場産業総合振興対策事業」の本質的な特徴がある。この振興策は国、特に中小企業庁の苦心の施策であり、大いに評価されるべき施策である。この特徴をみる限り、45年以降進められてきた「伝統的工芸品産業振興策」（49年）、「特定不況地域中小企業対策」（53年）、「産地中小企業対策」（54年）とは明確に異なるものである。

その後、地場産業・産地を取り巻く環境の激変、とりわけ60年9月以降の円高傾向で大きな被害

図4-1 平成3年度(1991年度)地場産業総合対策事業の体系図



資料：中小企業庁編『中小企業施策のあらまし』1991年，62頁。

を被った輸出型産地やその他の中小企業のみならず，非製造業の中小企業までも大きな影響を受け，当該地域経済全体の疲弊が急速に進んできた。そのため，「特定地域中小企業対策臨時措置法」（略称：特定地域法。61年12月）が施行された。

以上の中小企業近代化政策やそれに関連した諸政策は，地場産業・産地の中小企業に対する政策となるものである。特に，繊維産地の織機の共同廃棄事業と織機登録制は当該産地の中小企業に甚大な影響を与えた政策である。それにしても，国の地場産業・産地の中小企業に対する諸振興策は今後経済状況にタイミング良く，しかも機動的に迅速に投入していくとともに，他の施策とも総合化させた「政策的整合性」が肝要になる。

第2節 国の政策的対応である伝産法に基づく地場産業・産地の振興策

1 伝統的工芸品産業と地域経済

第2章第1節で概念規定した「伝統的工芸品産業」は、これまで中小企業近代化政策の狭間に置かれていた。ところが、第1次石油危機（49年秋）を契機として高度経済成長期の大量生産と大量消費の仕組みに定着してしまっただけでなく、浪費的な消費生活を反省し、モノを大切にモノの味と手づくりの味をかみしめるといった本物指向に転換したため、日常生活の多様性や個性化が尊重される風潮と相まって、伝統的工芸品が再評価されてきた。それだけに、伝統的工芸品産業はその実情に則した対応と振興策が必要になってきている。このような時代の経済的社会的背景を踏まえて、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（略称：伝産法。49年5月）が施行された。

伝産法の目的は、「国民の生活に豊かさと潤いを与えると共に、地域経済の発展に寄与」することにある。伝統的工芸品そのものは、地域固有の生活文化を形成する産業であり、画一的な量産品では満たされない消費者ニーズの多様性や個性化やファッション化に応えるものとして改めて見直されてきている。

伝統的工芸品の代表的な製品には、表4-2のように、友禅や紬などの織物、染色品、陶磁器、漆器、和紙、竹製品、銅器、鉄器、銀器、刃物、箆、家具、人形、郷土玩具、仏壇・仏具、筆・硯・墨、石工品などがある。

表4-2 伝統的工芸品指定品目一覧 (平成3年5月末現在)

通産局別	都道府県別	指定品目数	工芸品名
北海道	北海道	0	
東	青森	1	○津軽塗
	岩手	4	○南部鉄器 ○岩谷堂箆 ○秀衡塗 ○浄法寺塗
	宮城	3	○宮城伝統こけし ○雄勝硯 ○鳴子漆器
	秋田	4	○川連漆器 ○榊細工 ○大館曲げわっぱ ○秋田杉桶樽
	山形	3	○置賜紬 ○山形鋳物 ○山形仏壇
北	福島	2	○大堀相馬焼 ○会津塗
	計	17	
関	茨城	1	○結城紬
	栃木	2(1)	○結城紬 ○益子焼
	群馬	2	○伊勢崎緋 ○桐生織
	埼玉	2	○江戸木目込人形 ○春日部桐箆
	千葉	0	
	東京	8(1)	○江戸木目込人形 ○東京染小紋 ○本場黄八丈 ○村山大島紬 ○東京銀器 ○東京手描友禅 ○多摩織 ○江戸和竿
	神奈川	3	○鎌倉彫 ○小田原漆器 ○箱根寄木細工
東	新潟	13	○小千谷紬 ○小千谷縮 ○塩沢紬 ○本塩沢 ○加茂桐箆 ○村上木彫堆朱 ○新潟・白根仏壇 ○長岡仏壇 ○三条仏壇 ○燕鎚起銅器 ○十日町緋 ○十日町明石ちぢみ ○越後与板刃物
	長野	7	○信州紬 ○松本家具 ○木曾漆器 ○飯山仏壇 ○内山紙 ○南木曾ろくろ細工 ○信州打刃物
	山梨	2	○甲州水晶貴石細工 ○甲州印伝
	静岡	1	○駿河竹千筋細工
	計	39	

通産局別	都道府県別	指定品目数	工芸品名
中部	愛知	10	○有松・鳴海紋 ○赤津焼 ○常滑焼 ○名古屋仏壇 ○名古屋友禅 ○三河仏壇 ○豊橋筆 ○岡崎石工品 ○名古屋桐箆笥 ○名古屋黒紋付染
	岐阜	4	○飛騨春慶塗 ○一位一刀彫 ○美濃焼 ○美濃和紙
	三重	4	○伊賀くみひも ○四日市萬古焼 ○鈴鹿墨 ○伊賀焼
	富山	4	○高岡銅器 ○高岡漆器 ○井波彫刻 ○越中和紙
	石川	9	○加賀友禅 ○九谷焼 ○輪島塗 ○山中漆器 ○金沢仏壇 ○七尾仏壇 ○金沢漆器 ○牛首紬 ○加賀繻
	計	31	
近畿	福井	6	○越前漆器 ○若狭塗 ○越前和紙 ○若狭めのう細工 ○越前打刃物 ○越前焼
	滋賀	3	○近江上布 ○信楽焼 ○彦根仏壇
	京都	16	○西陣織 ○京友禅 ○京小紋 ○京鹿の子紋 ○京繻 ○京くみひも ○京焼・清水焼 ○京漆器 ○京指物 ○京仏壇 ○京仏具 ○京扇子 ○京うちわ ○京黒紋付染 ○京石工芸品 ○京人形
	奈良	2	○高山茶室 ○奈良筆
	大阪	6	○大阪欄間 ○大阪唐木指物 ○大阪仏壇 ○堺打刃物 ○大阪浪華錫器 ○大阪泉州桐箆笥
畿	兵庫	4	○丹後立杭焼 ○播州そろばん ○出石焼 ○播州毛鉤
	和歌山	2	○紀州漆器 ○紀州箆笥
	計	39	
中国	鳥取	3(1)	○出雲石燈籠 ○因州和紙 ○弓浜緋
	島根	3	○出雲石燈籠 ○雲州そろばん ○石州和紙
	岡山	2	○勝山竹細工 ○備前焼
	広島	4	○広島仏壇 ○熊野筆 ○宮島細工 ○福山琴
	山口	2	○赤間硯 ○大内塗
	計	13	
四国	徳島	2	○阿波正藍しじら織 ○阿波和紙
	香川	1	○香川漆器
	愛媛	2	○大洲和紙 ○砥部焼
	高知	1	○土佐和紙
	計	6	
九州	福岡	6	○博多織 ○久留米緋 ○小石原焼 ○八女福島仏壇 ○博多人形 ○上野焼
	佐賀	2	○伊万里・有田焼 ○唐津焼
	長崎	2	○三川内焼 ○波佐見焼
	熊本	0	
	大分	1	○別府竹細工
州	宮崎	1	○本場大島紬
	鹿児島	2(1)	○本場大島紬 ○川辺仏壇
	計	13	
沖縄	沖縄	13	○久米島紬 ○読谷山花織 ○読谷山ミンサー ○宮古上布 ○壺屋焼 ○琉球緋 ○首里織 ○琉球びんがた ○琉球漆器 ○与那国織 ○喜如嘉の芭蕉布 ○八重山ミンサー ○八重山上布
合計		171	伝統的工芸材料 ○金沢箔(石川) ○庄川挽物木地(富山) 伝統的工芸用具 ○伊勢形紙(三重)

資料：中小企業庁編『中小企業施策のあらまし』1991年版，1991年，506-507頁。

(注) 1 伝統的工芸品の製造に不可欠の材料，用具（伝統的工芸材料，伝統的工芸用具）については，伝統的工芸品に準ずるものとして指定している。

2 指定品目数の中，() 内の数字は他県と重複するものである。

後述するように、地場産業の一つである伝統的工芸品産業は、地域経済の振興あるいは再生の一端を担うものとして重視し、いくつかの振興策を打ち出し、特に「工芸コミュニティ」づくりを提唱している。

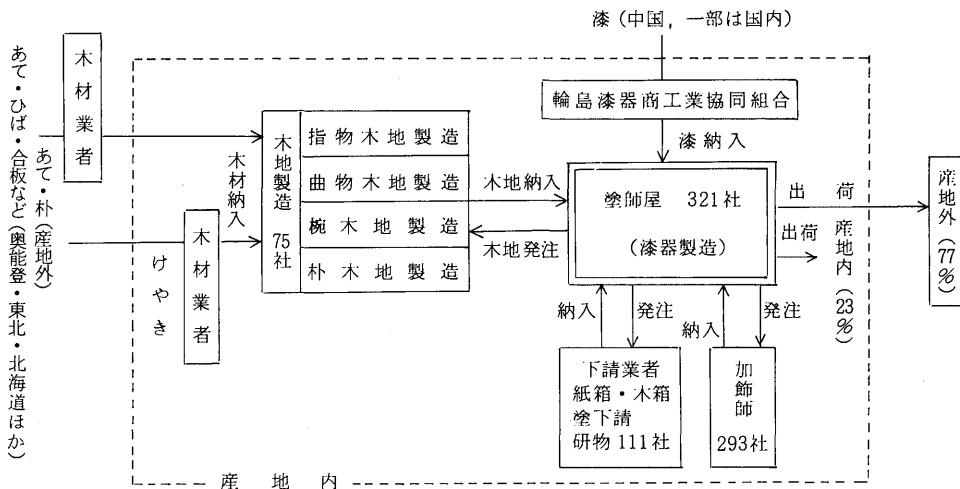
2 伝統的工芸品産業・産地の問題点

この産業・産地のさまざまな問題点のうち特に重視すべき問題点は、後継者難、原材料の制約、販路開拓に関するものである。

① 多くの伝統的工芸品産業・産地では、極めて深刻な後継者難に直面している。この問題点に対する対応策は伝産法に明示されている。このほか、問屋の伝統的工芸技術などに対する評価を適正化するために加工賃の再検討が必要であろう。

② 伝統的工芸品の原材料には、国産品と輸入品がある。例えば、漆器の場合、生漆はその全消費量の約90%は中国からの輸入に依存している(図4-2参照)。そのため、国内増産による生漆の自給自足体制の確立が急務である。それをいつまでも安く輸入できるとは限らないからである。

図4-2 輪島塗産地(石川県)の原材料の調達先、産地内分業構造及び社会的分業体制



資料：中小企業庁編『中小企業白書』63年版，63年，78頁。
輪島塗振興対策委員会編、『輪島塗の現状と課題(試案)』，54年3月，14頁。

生漆に限らず、植物性原材料を安定して確保するためには、産地ぐるみの取り組みだけでなく、植栽業者や植林業者に産地組合や国や地方公共団体、商工会などが適切な財政・金融措置、特に現在施行中の税制上の助成措置よりも有利な助成措置を与える必要がある。

陶土や陶石などの枯渇傾向と品質低下については、新しい採掘権の設定、賦存調査に加えて、新素材や代替財の活用などに関する公的試験研究機関や産地組合や企業(事業所)による研究、行政当局の助力と指導で、対処していかなければならない。

③ 伝統的工芸品の販路については、消費者ニーズに相応した新製品や新デザインの開発は改めて指摘するまでもなく、広範な販路の開拓こそが焦眉の急である。伝統的工芸品は伝統性の保持と経済的合理性の貫徹という二律背反的な課題に対処せざるを得ないが、伝統的工芸品が本物指向の

要請に応じて再評価されてきた以上は、現代の生活様式や芸術文化に相応した伝統的工芸品として使える製品を創出するための技術・技法・技能の向上、製品・デザイン開発力、マーケティング力などを含めた総合的な組織的展開が是非とも必要である。

3 伝統的工芸品産業・産地の振興策

国は、伝統的工芸品産業・産地の振興あるいは再生を図るために制定し、施行している伝産法に基づいて、その産地と伝統的工芸品を指定し、後継者育成事業や需要開拓事業に対して補助金を助成している。この助成などの振興策に加えて、59年からは毎月11月を「伝統的工芸品月間」として伝統的工芸品の普及事業が実施されている。

(1) 補助金による助成制度

① 伝統的工芸品産業の中核的担い手になりえるような後継者の確保・育成及び需要開拓などのために、協同組合などが行う後継者育成事業及び需要開拓事業（技術・技法の記録収集・保存事業、原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業の4事業を意味する。）であって、伝産法第3条の規定によって認定を受けた振興計画に基づいて行う事業に対して、補助金を交付する。国と地方公共団体は同額の負担をする。平成3年（1991年）の補助金交付は次のとおりである。

後継者育成事業費の国庫補助額 7,138 万円（内訳：研修講師謝金 2,852 万円 補助率 $\frac{1}{2}$ 、研修教材等諸費 4,286 万円 補助率 $\frac{1}{3}$ ）

需要開拓等事業費の国庫補助額 2,623 万円 補助率 定額（ $\frac{1}{2}$ 相当）

この合計9,761万円は19産地に補助されたので、1産地当たりの事業費は270万円になる。

② 技術保存及び向上のための補助

長い歴史を経て蓄積された技術を保存し、後継者への技術継承が円滑に行えるように、地方公共団体あるいは公益法人が設置する保存資料及び後継者の技術研修などのための施設（伝産会館）の建設費、施設費として補助金を交付する。補助額 8,240 万円、補助率 定額（ $\frac{1}{3}$ 相当）、2か所分。

③ 伝統的工芸品産業振興協会の事業のための補助

伝統的工芸品産業界の中核的機関である伝統的工芸品産業振興協会の事業に2億4,515万円の補助を行い、この産業の振興を図るため、伝統的工芸士等認定事業、功労褒賞事業、調査広報事業、伝統的工芸品普及事業、指定産地振興指導事業、コンクール展示会、消費流通対策（全国伝統的工芸品センター）事業、伝統的工芸品月間推進事業、伝統的工芸品デザイン品質等改善研究事業、販路開拓等調査・研究事業などを実施している。

(2) 政府関係金融機関からの特別融資制度

(1)の振興計画に基づいて事業を行う共同組合など及びその成員である事業者に対して、作業環境施設、土地、建物、その他の施設などを取得するために必要な設備資金などを国民金融公庫及び中小企業金融公庫から特別融資する制度である。この融資対象は、機械設備、作業場、需要開拓に係る設備である。

(3) 中小企業事業団からの融資制度

中小企業事業団の高度化事業に対する資金助成の一環として、(1)の振興計画に従って後継者の確保・育成、技術の保存・継承などのための事業で組合ぐるみで実施する共同施設事業に対して低利

融資（構造改善等高度化事業〔一般〕金利2.7%、融資比率70%）を行うこととしている。

(4) 税制上の助成措置

① 伝統的工芸品産業振興準備金

(1)の振興計画による事業に必要な費用をその協同組合などの成員に賦課し、その賦課に基づいて納付された納付金の合計額に相当する金額を当該協同組合などの伝統的工芸品産業振興準備金として積み立てたときは、これをその協同組合などの損金額に算入できる。

② 振興事業用共同施設の特別償却

協同組合などが(1)の振興計画に基づいて伝統的工芸品産業振興準備金の取り崩しによって取得した共同利用施設については、普通償却のほかに、当該共同利用施設の取得価格の18/100（建物及びその付属設備について、福利厚生施設に該当するものは15/100、その他のものは6/100）の特別償却をすることができる。

③ 事業所税の非課税措置

(1)の振興計画に基づいて協同組合などが設置する共同利用施設に関する事業所税は非課税である。

第3節 地方公共団体、特にある県などの施策に基づく地場産業・産地の振興策

地方公共団体として、ここでは第2章の記述と関連した産地の所在地も含めて、岐阜県と愛知県を取り上げている。岐阜県の地場産業総合振興事業の実施によって岐阜県の地場産業・産地の振興策の概略をみたいからである。また、愛知県の繊維産地への行政施策に対する繊維産地からの要望から振興策を読み取りたいからである。

これに加えて、地方公共団体そのものではないが、地場産業・産地独自の振興策の具体的事例として石川県繊維協会が策定した石川県繊維産地、和歌山県地場産業振興対策協議会が策定した和歌山メリヤス産地、兵庫県中小企業団体中央会及び三木金物商工協同組合連合会が策定した三木金物産地のそれぞれの問題点、基本的振興方向、今後の課題及び対応を掲げる。これらにみられる振興策は当該県の地場産業・産地に対する行政施策ともなり得るものである。

1 岐阜県の地場産業総合振興事業に基づく地場産業・産地の振興策

岐阜県の各地において産地を形成している繊維、陶磁器、機械・金属、紙、木工・家具、プラスチック製品、食品の7大地場産業の産地中小企業は、これまでも主として雇用面、所得面で産地が所在する地域経済、ひいては県経済に大きな役割を果たしてきた。しかし、同県の地場産業・産地も近年の産業構造の調整進展、円高定着化傾向をはじめとする経済・経営環境の激変に遭遇している。そのため、地域経済の内発的発展を目指して、何よりも地域に根ざし、住民生活と地域経済、地域社会に密着した地場産業・産地としてさらに育成強化していく必要性がずっと高まってきている。

そのための総合的な地場産業振興施策を県は国の「地場産業総合振興対策」（55年から開始）に依拠して推進している。まず、55年度には県内地場産業の振興施策を検討するための基礎資料の収集を目的とした「地場産業実態調査」を実施し、その報告書を出している。この調査を踏まえて、56

年度、57年度には県下を岐阜、大垣、中濃、東濃、飛驒の五つの経済圏域に区分し、それぞれの「地域地場産業振興ビジョン」を作成している。このビジョンに基づいて産地組合などが共同で実施する新製品・新技術開発、需要開拓、人材育成などの地場産業総合振興事業の経費の一部に県は助成している（表4-3）。

さらに、59年度からは、国の施策に即して、地場産業の活力増大のために、市町村と商工組合などが実施する各種の事業に助成する「地場産業活性化対策事業」を創設するとともに、技術向上施策の一環として中小企業が行う技術開発、デザイン開発などに要する経費の一部に助成している（表

表4-3 岐阜県の地場産業総合振興事業の実施状況 (62年度現在)

地域	実施主体 (○印は代表組合)	テーマ名など
岐阜	○前宮織物工業協同組合 中屋織物工業協同組合 各務原市織物振興会	(新商品開発能力育成事業) 絹新商品の開発、技術向上
大垣	○西濃酒造組合 岐阜県米菓工業協同組合	(需要開拓事業) 中部地場産業グランドフェア インナゴヤ
	○大垣市鉄工協同組合 安八中部織物協同組合 岐阜県米菓工業協同組合 大垣市鉄工団地協同組合 神鋼造機協力工場協同組合 岐阜県毛芯織物協同組合 岐阜県石灰工業協同組合 西濃酒造組合	(人材養成事業) 経営実践セミナー
中濃	○関刃物卸商業協同組合 美濃手すき和紙協同組合 美濃機械製紙工業協同組合 美濃家具協同組合 関既製服縫製協同組合 郡上八幡玩具協同組合 郡上八幡木製工業協同組合 八百津煎餅協同組合 岐阜県可児工業団地協同組合 協同組合岐阜県刃物会館	(需要開拓事業) 中部地場産業グランドフェア インナゴヤ
東濃	○岐阜県陶磁器卸商業組合 岐阜県陶磁器工業協同組合連合会 岐阜県輸出陶磁器完成協同組合連合会 岐阜県陶磁器上絵加工工業協同組合連合会 全国モザイクタイル工業組合岐阜県支部付 知林業協同組合 坂下町木材工業協同組合 中津木製品工業協同組合 岐阜細寒天水産加工工業協同組合	(需要開拓事業) 中部地場産業グランドフェア インナゴヤ
飛驒	(財団法人) 飛驒地域地場産業振興センター	(需要開拓事業) 1. 飛驒地域地場産業製品展示会 “飛驒地域地場産業フェア” 2. 飛驒地域地場産業紹介リーフレット作成

資料：岐阜県商工労働部編『岐阜県の商工業 '88』63年3月、100頁。

表 4-4 岐阜県の中小企業などに対する補助金事業 (62年度現在)

補助金名	内 容	補助対象経費	補助率等
地場産業技術高度化対策事業費補助金	産地組合などが実施する新技術、技術革新の開発・導入に対して補助する制度	・技術動向等調査分析事業 ・技術開発事業 ・技術研修事業	・補助率：補助対象経費の $\frac{10}{100}$ 以内 ・補助額：1件当たり1,600万円以内
地場産業デザイン高度化特定事業補助金	産地組合などが実施する市場動向に即したデザイン開発に対して補助する制度	・パイロットデザイン試作費 ・開発需要調査費 ・市場流通対策費等	・補助率：補助対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内 ・補助額：400万円の $\frac{1}{2}$ 以内

資料：表 4-3 と同じ，112頁。

4-4)。62年度からは、円高で特に深刻な影響を被った中小企業が実施する事業転換事業とそれに関連した体質強化事業にも「地場産業構造改善推進事業」を創設し、いずれの事業にも県は助成している。

2 愛知県行政施策などに対する繊維産業・産地の要望事項

ここで、愛知県の繊維産業が愛知県当該課からのアンケート調査項目（問30 県行政施策等について）に回答した結果（表 4-5）は、間接的に振興策を要望していることになる読み取れるため、有用な結果であると思われる。この要望事項によって愛知県の繊維産業の場合の振興策が具体的にわかるからである。

下線をつけた数字は産地が要望した振興策の中のベスト・スリーである。九つの地場産業で殆ど共通した要望事項は、「県融資制度の充実」と「設備近代化資金・設備貸与制度充実」である。「新製品・新技術開発に関する助成」、「地場産業振興対策の強化」もかなり要望されている。

繊維産業の生産と流通の流れは川にたとえて、川上（素材生産としての化合織製造及び紡績業）、川下（アパレルと言われる製品生産）とその中間に川中（織布、メリヤス、染色整理などの中間製品を生産）と言われる。

川中の綿スフ織物業では、知多産地と三河産地は同業種であっても要望の順位が異なっている。知多織で著名な知多産地（産地形成期は明治21年。愛知県半田市が中心）では、第一位の要望事項が「設備共同廃棄事業の推進」、第二位が「県融資制度の充実」、第三位が「繊維工業構造改善事業の推進」となっているが、三河産地（産地形成期は明治36年。愛知県蒲郡市）では、「設備近代化資金・設備貸与制度充実」、「地場産業振興対策の強化」、「県融資制度の充実」となっている。これらの要望事項は愛知県綿スフ織物業界の当面の対応策になっている。

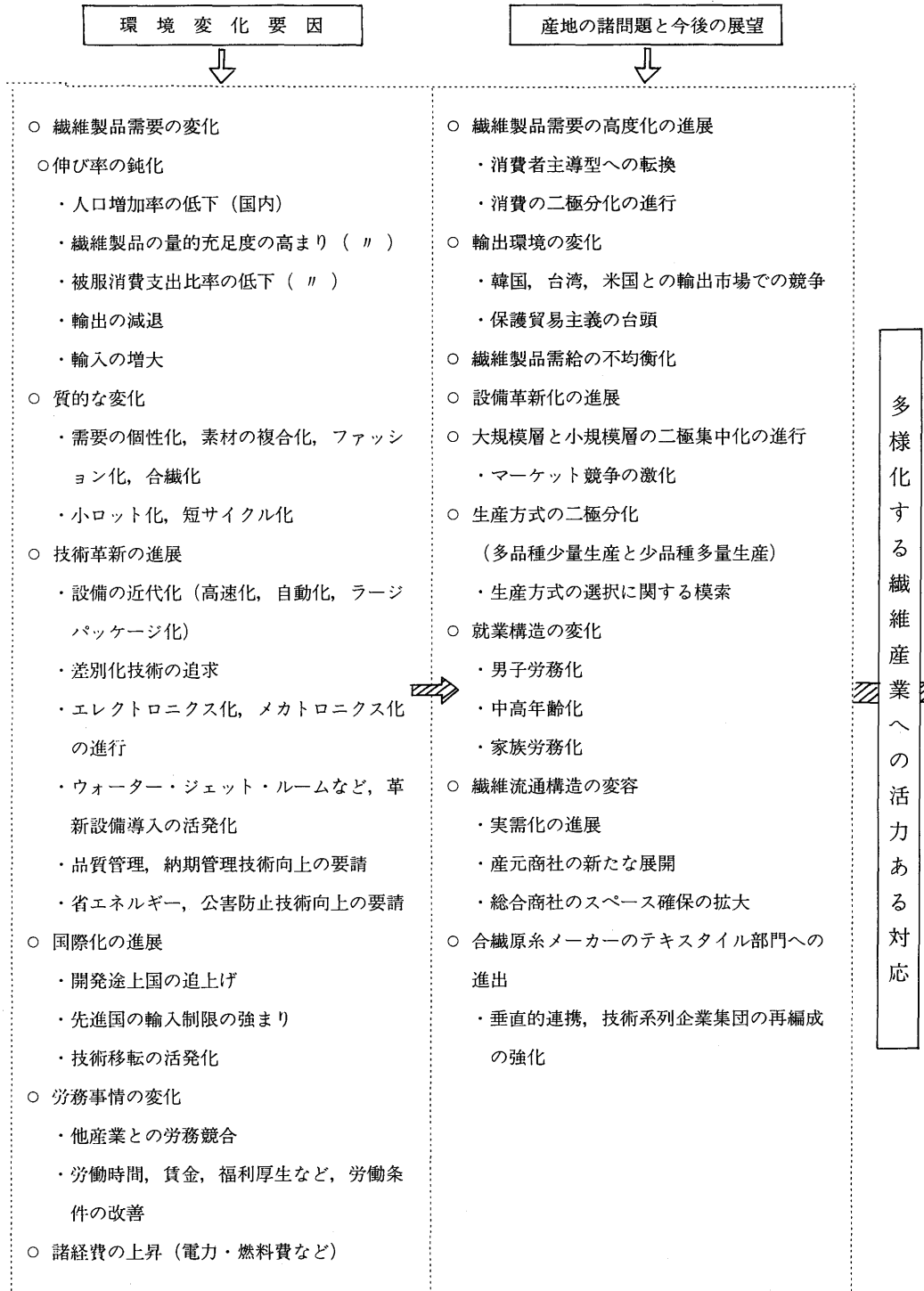
川中の毛織物機械染色業では、「新製品・新技術開発に関する助成」が第一位の要望事項となっている。

川下の男子服製造業では、第一位が「試験研究機関の指導・研究強化」となっている。同じ川下でも婦人・子供服製造業では、第一位が「経営セミナーの開催」となっている。

3 石川県繊維協会の施策に基づく繊維産業・産地の振興策

石川県繊維協会が策定した石川県繊維産業・産地の振興策は、実に良くできたものである。世界最大と言われる合織産地の中核的指導・助言機関として重鎮的役割を果たしてきていることが十分

図4-3 石川県繊維産業の基本的振興方針、今後の課題と方針



資料：石川県繊維協会編『石川県繊維産業振興ビジョン』58年8月（石川地場産業振興センター編『研修企画基礎調査結果報告書』60年度，61年3月，10-11頁，に所収）。「基本的振興方針」については，石川県繊維物構造改善工業組編『石川県繊維物産地ビジョン』59年9月，11頁。

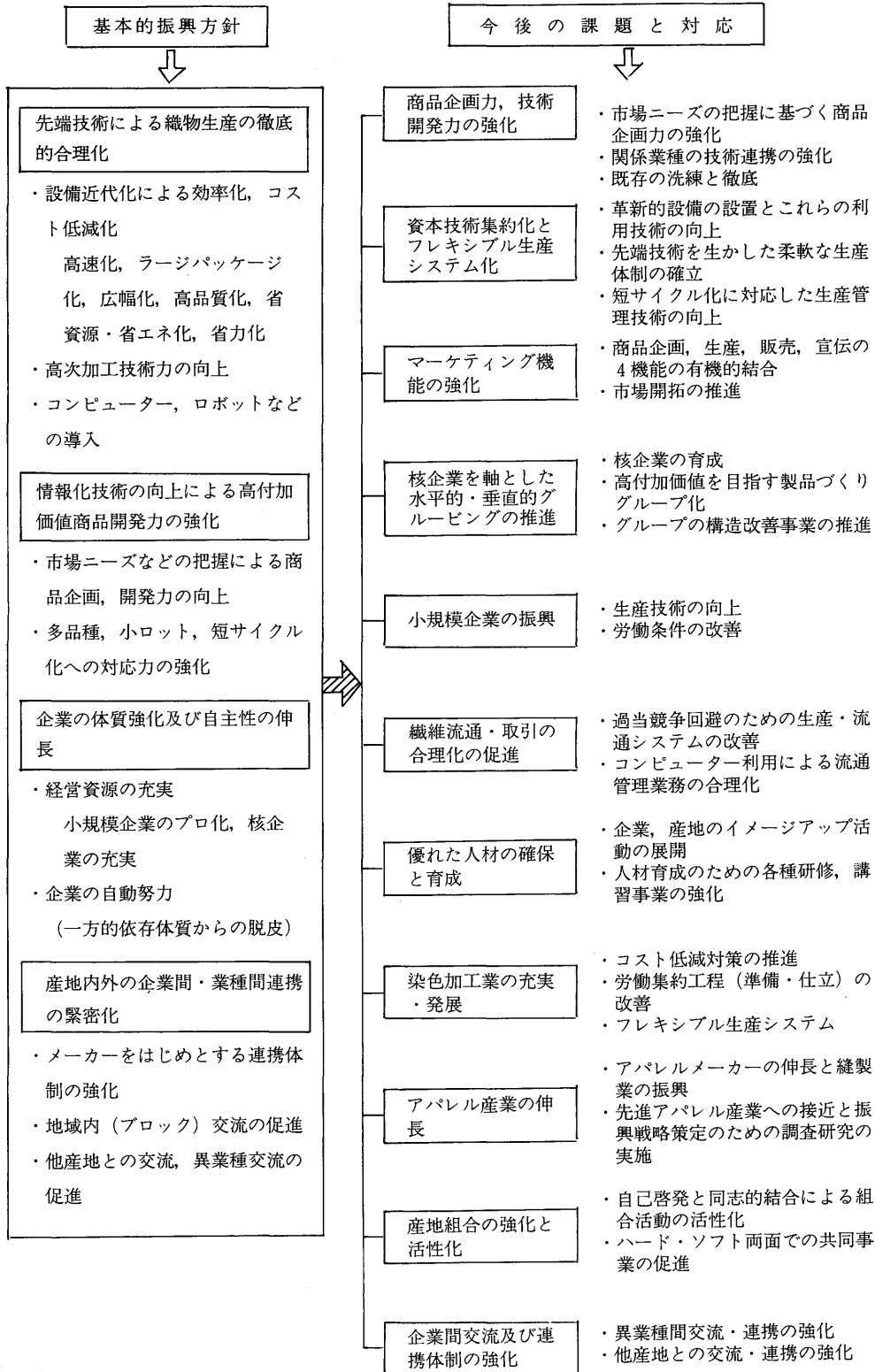
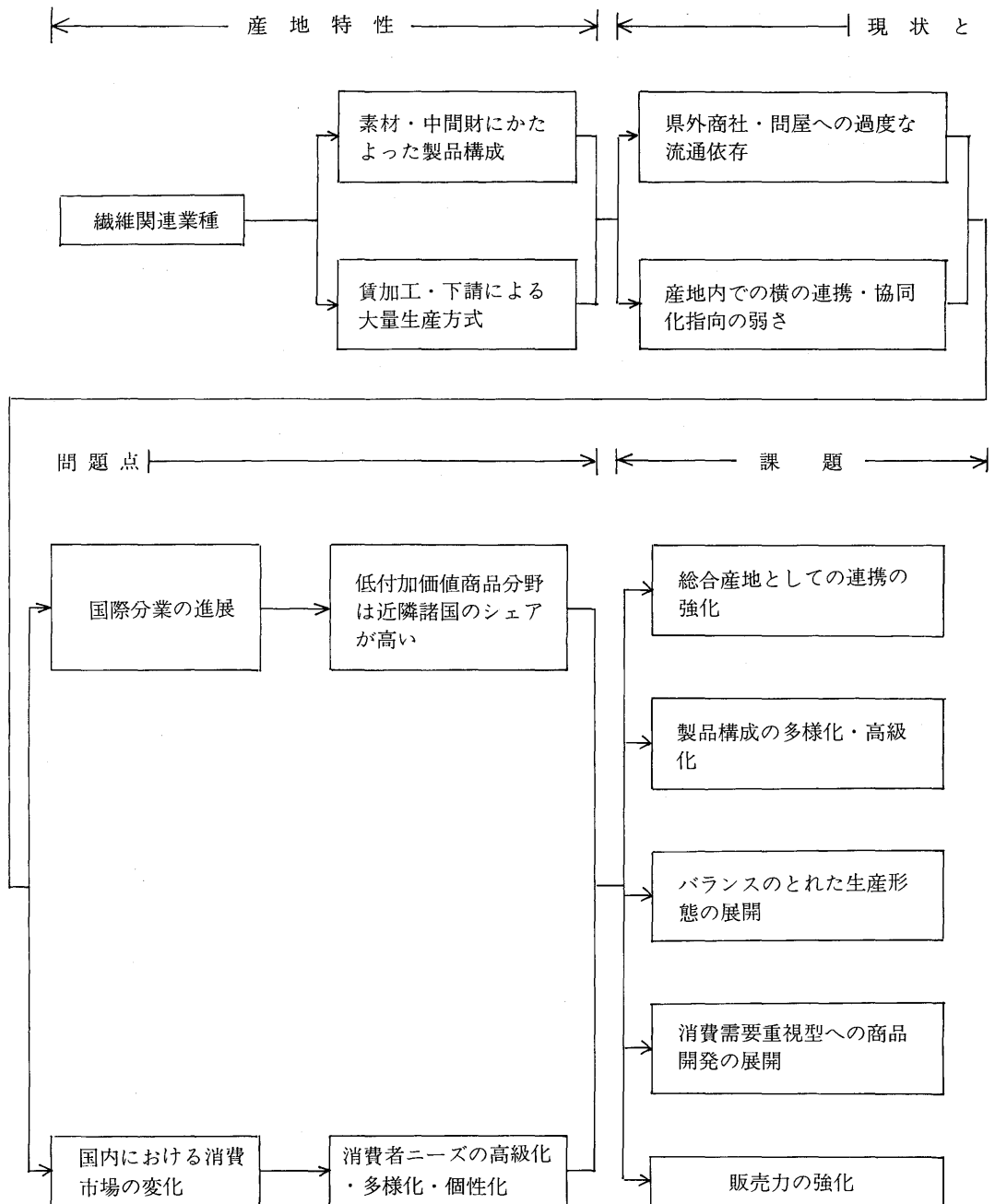


図4-4 和歌山メリヤス産業を含めた繊維関連業種の産地特性、現状と問題点と課題、産地振興の基本方針、今後の進むべき基本的方向及び今後の課題と対応



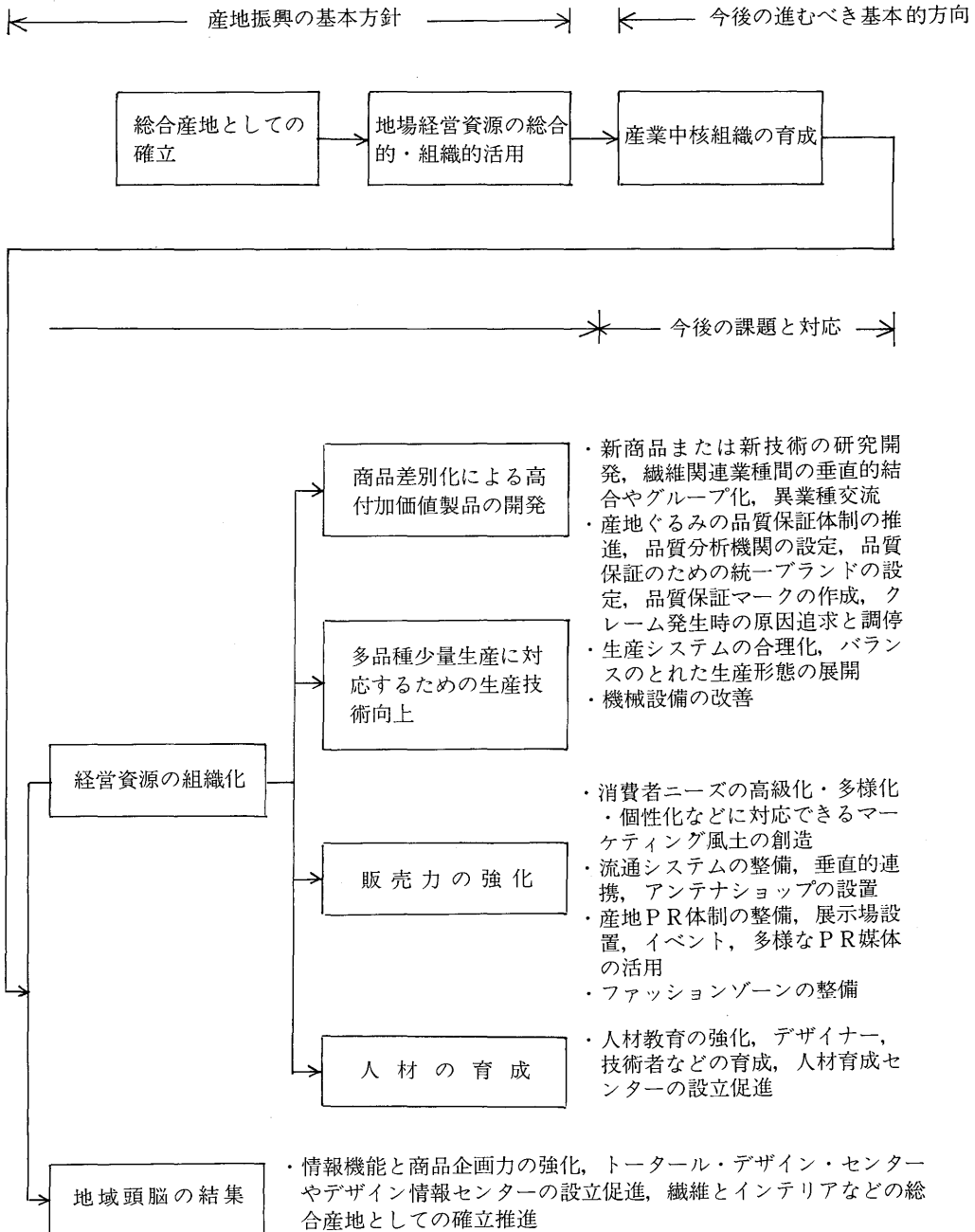
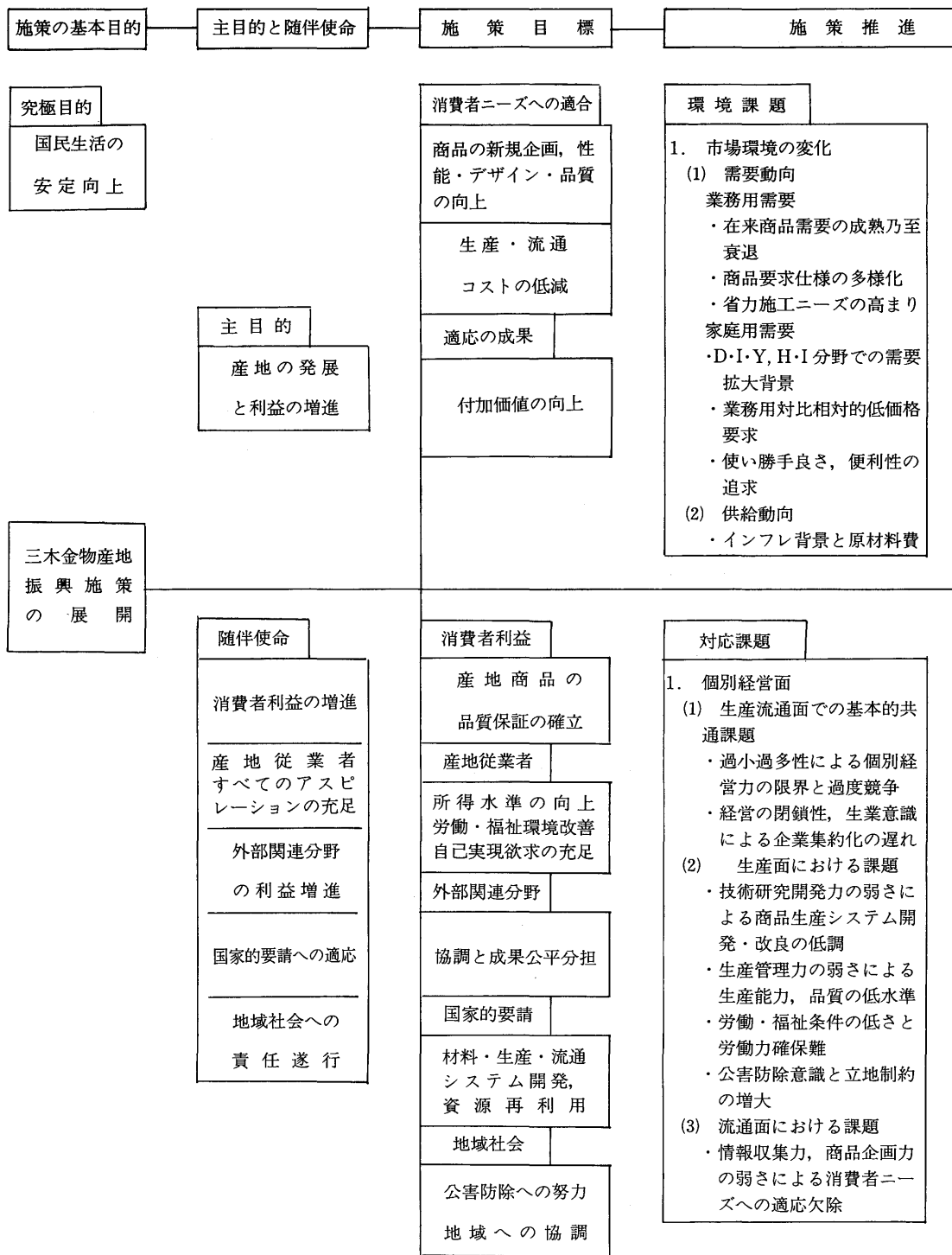


図4-5 三木金物産地の振興策



資料：兵庫県中小企業団体連合会，三木金物商工協同組合連合会編『三木金物産地中小企業振興ビジョン』54年11月，8-9頁。

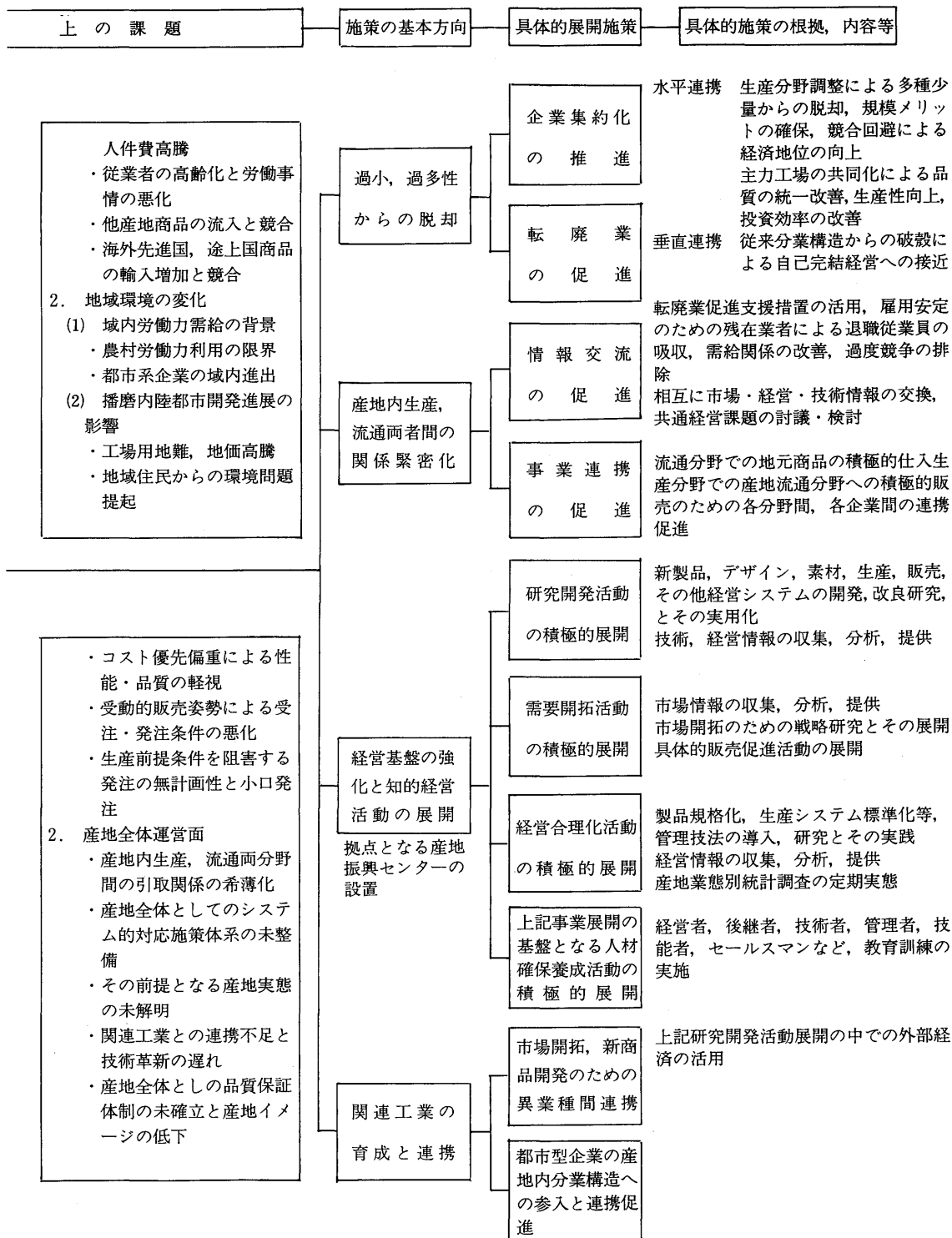


表4-5 愛知県行政施策などに対する繊維産業・産地の要望事項 (単位：%)

	綿スフ 織物業・ 知 多	綿スフ 織物業・ 三 河	毛織物業	丸編ニッ ト生地 製造業	横編ニッ ト製造業	毛織物 機械 染色業	男子服 製造業	婦人・服 子製造業	繊維ロー プ製造業
企 業 数	572	552	587	183	183	49	35	35	102
ア ン ケ ー ト									
回 答 企 業 数	200	200	42	43	43	13	24	11	24
同 回 収 率	34.9	36.2	7.2	23.5	23.5	26.5	68.6	31.4	23.5
1. 県融資制度の充実	<u>46.0</u>	<u>47.5</u>	<u>35.9</u>	30.2	<u>48.8</u>	<u>53.8</u>	16.7	<u>45.5</u>	<u>62.5</u>
2. 設備近代化資金・ 設備貸与制度充実	41.0	<u>69.0</u>	<u>40.1</u>	<u>51.2</u>	<u>46.5</u>	<u>61.5</u>	<u>29.2</u>	27.3	37.5
3. 経営診断の拡充強化	5.0	9.0	5.6	7.0	11.6	23.1	12.5	9.1	—
4. 業界団体の指導育成	9.5	10.0	23.9	27.9	25.6	23.1	<u>29.2</u>	<u>45.5</u>	20.8
5. 地場産業振興対策の 強化	34.0	<u>53.5</u>	<u>61.3</u>	32.6	20.9	38.5	12.5	36.4	<u>41.7</u>
6. 繊維工業構造改善事 業の推進	<u>45.0</u>	38.5	21.8	9.3	11.6	23.1	12.5	9.1	20.8
7. 設備共同廃棄事業の 推進	<u>65.5</u>	35.5	13.4	<u>39.5</u>	16.3	—	—	—	33.3
8. 内外展示会の開催・ 参加の充実強化	1.0	4.0	9.9	7.0	9.3	7.7	8.3	—	—
9. 試験研究機関の指導 ・研究強化	13.5	16.0	25.4	<u>39.5</u>	18.6	23.1	<u>45.8</u>	18.2	29.2
10. 技術セミナーの開催	8.5	4.0	19.7	23.3	16.3	30.8	25.0	36.4	12.5
11. 経営セミナーの開催	4.0	6.0	9.2	14.0	18.6	15.4	<u>29.2</u>	<u>54.5</u>	16.7
12. 新製品・新技術開発 に関する助成	16.5	29.0	32.4	18.6	<u>30.2</u>	<u>69.2</u>	<u>33.3</u>	<u>45.5</u>	<u>41.7</u>
13. 事業転換の指導	26.0	11.0	10.6	7.0	11.6	—	12.5	—	12.5
14. そ の 他	2.5	2.0	—	—	—	—	—	—	—
15. 無 回 答	1.5	2.0	4.2	2.3	2.3	—	12.5	—	4.2

資料：愛知県商工部編『愛知県繊維産業振興ビジョン』昭和62年3月，114頁，163頁，144頁，175頁，199頁，254頁，276頁により作成。

に表わされている。その繊維産業の環境変化要因，産地の諸問題と今後の展望，基本的振興方向，今後の課題と対応は，図4-3のとおりである。

4 和歌山県地場産業振興対策協議会の施策に基づくメリヤス産業・産地の振興策

和歌山県地場産業振興対策協議会が策定した同県のメリヤス産業・産地の振興策も，産地の関係者ならではの実に良く考えられたものである。その繊維関連業種の産地の特性，現状の特徴と問題点，課題，基本的振興方向，今後の課題と対応は，図4-4のとおりである。

5 兵庫県中小企業団体中央会と三木商工協同組合連合会の施策に基づく三木金物産地の振興策
この両者が策定した三木金物産地の振興策も良く練られたものである。さすがである。この産地の振興策の施策目標，施策推進上の課題，基本的方向，具体的展開施策とその根拠，内容つまり対応は，図4-5のとおりである。

第4節 産地中小企業の積極的対応に基づく地場産業・産地の振興策

1 地場産業・産地の振興を図るための産地中小企業の積極的対応

地場産業・産地はさまざまな側面において積極的な対応を企てている。地場産業・産地の中小企業（零細企業ないし零細な事業所を含む）は、主として中小企業庁が調査した「産地中小企業実態調査」（56年、59年、62年、平成元年の各12月）と同庁が調査した「製造業等技術開発実態調査」（61年12月）によれば、少なくとも次の七つの積極的な対応、すなわち、(1)技術面、(2)産地外企業との交流面、(3)流通・マーケティング面、(4)情報面、(5)人材面、(6)国際面、(7)産地組合面から講じている。

(1) 技術面における対応

<産地で蓄積した加工技術を活かして、好況業種からの下請受注を得ている事例>

「A社（従業者数230人）は、金属洋食器、ハウスウェアなどのステンレス製品の生産を行っていたが、現在は精密機械部品及びゴルフクラブの製造へと多角化している。同社のある燕市周辺は、明治初期の和釘の製造から、キセル・矢立・銅器などの製造へ、さらに第一次世界大戦時に欧米向けの金属洋食器の生産を開始し、昭和30年代にハウスウェアの生産を開始して現在のステンレス加工の産地を形成している。産地として、ステンレス加工に関する金型製作、プレス、研磨などの技術蓄積はかなり高いものがある。同社の多角化も金型製作や手作業による仕上げの研磨技術などの産地での技術蓄積を活用することができたために成功したと考えられる。¹⁴⁾

<伝統的技術に先端技術を導入してファインセラミックスに進出した事例>

「B社（従業者数210人）は、伝統産業である陶磁器の製造メーカーであるが、35年頃より通信用特殊磁器分野に進出し、48年よりアルミナ磁器を素材にした電子部品用基盤の製造を中心技術として年々売上を拡大している。電子部品業界は成長分野ではあるが、近年大手素材メーカーやユーザーメーカーの進出による競争が激しくなる一方、エレクトロニクスの高度化によって、高精度かつ多様な電子部品が要求されている。このような中で、同社は、高精度の材料製造設備と自動化された成形・焼成・検査ラインを背景に、1,000種類にも電子部品を生産している。¹⁵⁾

(2) 産地外企業との交流面における対応

同一産地内の地でも市場ニーズや消費者ニーズに対する対応の差によって産地間格差が生じている。生産体制の点からみると、市場環境の変化に対応できる産地中小企業とうまく対応できない産地中小企業の間では、製品の企画に必要な技術・技法・技能、ノウハウ、デザイン力、マーケティング力などの経営能力の格差が拡大している。この点からみる限り、産地内の生産工程の分業にとどまらず、生産体制を変化させた産地中小企業が消えている。

<異業種交流による技術開発の事例>

「山中漆器のC社（従業者数55人）は、県内の電子機器製造者などとの異業種交流会の中で、山中塗の技法と他の素材を組み合わせた電気製品の開発を行っている。山中塗の技法と保温機能を持つ耐熱強化ガラスを組み合わせた保温プレートや、伝導性がある漆塗料にニッケルを混ぜて絶縁させ、電圧の強さをハイブリッドICで調節することにより台座やスタンド部分に手で触れると明る

さが切り替わるテーブルライトなどが開発されている。」¹⁶⁾

(3) 流通・マーケティング面における対応

(4) 情報面における対応

＜アンテナショップを設置して情報収集に役立っている事例＞

「ゴム・プラスチック製履物メーカーのD社（兵庫県、従業者数267人）は、消費者ニーズを的確に把握するためには、メーカーが消費者により近い場に設置することが最良の手段であるとの認識から、兵庫県下にアンテナショップを6店舗開設している。これら6店舗は、自社ブランド製品を中心にヤングカジュアル製品、ハイグレード製品など各店舗の個性化を図ることで、それぞれ消費ターゲットを絞っているため、よりきめ細かな消費者ニーズの把握が可能となっており、それが商品企画に反映され、商品のヒット率を高めている。」¹⁷⁾

(5) 人材面における対応

(6) 国際面における対応

国際経済の相互依存関係の高まりを背景として、わが国経済の国際化がさまざまな角度で進むにつれて、地場産業・産地の輸出環境も円高の影響を被り、一段と厳しさを増している。この傾向は中進国との競合が激化しているわが国の繊維製品、陶磁器を中心とする窯業・土石、先進国とはもとより国内企業相互間の競合が厳しくなっている機械・金属（特に作業工具）などで強く、60年9月以降の円高傾向の中で輸出が減少している。

(7) 産地組合の組織的活動と共同研究開発面における対応

① 産地組合の組織的活動

まず、産地中小企業の組合組織的対応をみると、産地中小企業は多数の企業が集積して形成した産地からさまざまな集積メリットを得ていることがわかる。例えば、産地内で効率的な社会的分業体制を整備できること、その中での情報交流、相互の刺激のほか、協業化、共同化、組織化が推進できることなどを通じて、産地組合の組織的活動と組織による共同での対応が産地全体の成長発展を醸成していく活力の源泉となっている。¹⁸⁾

＜組合の主導で製品の多様化に成功した事例＞

府中市（広島県）は、「高級婚礼家具の製造を中心とした木製家具の産地であるが、高級婚礼家具の需要は、婚礼世代の減少や住宅事情の変化によって、47～48年をピークに減少した。そこで、組合は、製品の多様化の方針を打ち出し、市営住宅の建設に伴う取り付け家具の製造を指導した。このようにして作られた家具は、伝統が活かされた高級感のある取り付け家具として好評で、当産地の製品の幅を広げ、産地全体の生産も伸びている。また、これを機に、組合は情報提供の場として再び活性化されつつある。」¹⁹⁾

② 産地組合の共同研究開発の対応

＜産地組合による共同研究の事例＞

「喫煙用ライターなどの製造業者を中心に組織しているE組合（加盟企業数115社）は、産地振興対策費補助金事業による産地組合の共同研究で、ライターのガス洩れについての検査機を開発した。製品の性質上、安全性に関するチェックは不可欠のものであるが、これは、検査精度及び処理

能力とも従来のものを大きく上回るものであり、加盟企業のうち製造業者の80%以上に普及している。²⁰⁾」

2 地場産業・産地の振興を図るための産地中小企業の動き

地場産業・産地は、それが存立する地域の諸条件のもとで激変している内外の環境に対応している。この地場産業・産地振興の動きは、次の少なくとも四つの動き(1)~(4)で伺うことができる。

(1) 既存の地場産業・産地の再生と発展を目指す方向

既存の多くの地場産業・産地がその再生と発展を目指す動きには、次の三つの方向①~③がある。²¹⁾

① 製品の高級化・高付加価値化と多様化

既存の地場産業・産地は、内外の厳しい環境の中で、新技術・新技法・新技能の開発など生産面、技術面の合理化に取り組み、販売面では消費需要を確保し、増大させるために、新製品などの開発に努める一方で、製品の高級化・高付加価値化・個性化・ファッション化を通じて製品の多様化を図っている。この①の方向に関する具体的な対応状況は、次の地場産業・産地にみられる。水産加工産地（岩手県釜石市、大槌町、宮古市）では、水産加工食品の製造で付加価値を高めて最終製品として出荷している。

秩父織物産地（埼玉県秩父市）では、内需に焦点をあて、多品種少量生産を通じて商品の多角化、特にインテリア関連商品を指向している。

東京シガレットライター産地（東京都板橋区、台東区ほか）では、国内使い捨て品と外国高級品が競合している中で、IC（集積回路）技術の導入によって小型化・軽量化・薄型化した商品の開発に成功したので、内需、輸出とも伸ばしている。

岐阜既製服産地（岐阜市）では、婦人服を中心とするアパレルは、バリ、フローレンスなど先進ファッション都市と交流し、デザインの向上、装飾品関係にも進出している。

北陸合織織物産地（石川、福井両県一円）では、中進国などとの競合を克服するために、産地の技術力を総合的に結集して高級化を図り、シースルー、シルキータッチのジョーゼット織物の新製品を開発することに成功している。

府中木製家具産地（広島県府中市）では、従来型の家具から壁面家具、サイズを弾力的に変更できる組立て家具などへ進出している。

水産加工産地（鹿児島県枕崎市）では、かつお節を作るのに仕上げ節の加工技術を活かして作っている。

② 関連他分野への進出

多くの既存の地場産業・産地では、製品の品質向上、生産技術・技能、流通チャネルの維持と並んで、長期的視点から当該地場産業・産地に関連する異業種の分野を開拓し、この分野と技術提携、販売提携を企て、積極的な進出を果たすことなどの対応を図り、新製品の開発や新技術の取得に取り組んでいる。この②の方向に関する具体的な対応状況は、次の地場産業・産地にみられる。

弘前漆器産地（青森県弘前市）では、卓子、茶器から室内における個性的空間から求められているため、需要分野を多角化して、津軽塗による建築資材、インテリア商品を指向している。

南部鉄器・銑鉄鋳物産地（岩手県水沢市ほか）では、消費者のインテリア指向を踏まえて、局地的な日用雑貨の消費、機械用鋳物から脱皮を図り、インテリア商品、エクステリア商品へ進出している。

府中縫製品産地（広島県府中市）では、これまでは作業衣が中心であるが、今後はカジュアルウェア、レジャー関係繊維品への進出を検討中である。

③ 新規分野への進出

地場産業・産地の中には、先見性のある積極的な経営意欲・姿勢に基づいて生産・販売上の優れた既存の技術や技能を駆使し、これまでとは異なる新製品の開発に成功している産地もみられる。この③の方向に関する具体的な対応状況は、次の地場産業・産地にみられる。

貴石・半貴石産地（山梨県甲府市）では、既存の技術を他の商品技術と結びつけ、他産地（銅器の高岡市、金属洋食器の燕市など）との技術的提携を図り、貴石、半貴石を用いた複合商品（貴石洋食器）の開発を目指している。

燕金属洋食器・金属ハウスウェア（厨房用器物）産地（新潟県燕市）では、優れたステンレス加工技術を全く別の製品に応用した学校給食用器、カーブミラー、魔法瓶、建築金具、ゴルフクラブ、プラスチック製品などの新製品へ進出している。

高岡銅器産地（富山県高岡市）では、装飾性と実用性を適合させたデザインの洋風化商品としてオフィスアクセサリ、家具・インテリア・エクステリアなど新商品を開発中である。

今治タオル産地（愛媛県今治市）では、生活環境に適した実用的なアパレル製品、二次製品の需要増大に対応するため、タオル素材と二次製品、スポーツウェア・ベビーウェア用素材並びにアパレル商品の研究開発中であり、素材サンプルやアパレル製品の試作品を作成中である。

(2) 地域資源や伝統的技術などの蓄積を活用した新たな地場産業・産地の育成と定着を図ろうとする方向

産地の中核的存在となる中小企業の集積が小さい地域、基幹産業または中核企業が衰退したため、新たな地域産業おこしが必要となっている地域において、地域経済発展のための地場産業・産地の形成のあり方について模索する新しい動きがある。それらの地域で新たな地場産業を育成し、定着させようとする動きは、次の六つの方向①～⑥で生まれてきている。²²⁾

① 新規産業の振興

新たな産業おこしが困難であるような中小企業の集積が小さい地域またはその素地がない地域であっても、何からの外的要因、内的要因、契機で新規産業をおこそうと関係者のみならず、行政や公的機関が協力して積極的に取り組んでいる地域がある。この①の方向の具体的事例は、次のような新たな地場産業をおこしているものにみられる。

北海道旭川市では、新たな民芸産業をおこすために、道立工業試験場と提携して技術開発に成功し、製品企画によって新規産業すなわち「優^ユ佳^カ良^リ織物業」をおこし、現在は主婦などを教育して組織的に活用し、ネクタイ、マフラー、テーブルクロスなどを作っている。

青森県八戸市では、新産業都市として各種の大企業が進出し、既存の中小零細企業に部品や補修などの需要が増加したのを契機として、鉄鋼・金属関係の地場の零細企業が地域産業と言えるまで

に成長し、現在では広域的取引を行う「鉄鋼・金属加工業」の工業団地が形成されている。

茨城県那珂湊市では、漁港整備で漁船の入港が増加し、魚の入荷増を契機として、これまでよりもより加工度の高い「水産加工食品産業」をおこし、現在では低級魚の高付加価値化（サンマのこぶ巻き、イワシの甘露煮など）を指向している。

② 未利用資源の有効活用

新規産業の育成には、未利用のままとなっている原材料やその他の資源を有効に活用して新製品の開発を推進することも必要である。この②の方向で新たな地場産業をおこしている具体的事例には、次のものがある。

岩手県雫石町では、葛根田地熱発電所からの給湯を計画中である一方、その熱水を活用して「熱利用産業」をおこし、無雪団地の建設を計画している。

岩手県住田町では、気仙大工の技術を活かし、素材の生産から住宅建築まで住宅用材を作る「製材業」をおこしている。

栃木県那須町では、芦野石の粉末材を用いた建築外壁材を開発中であるというような「建築用材業」をおこしている。

三重県尾鷲市では、桧コワ、チップ用材を利用し、収納家具、玩具、水産加工物容器を作っている。

兵庫県西淡町では、^{けつがん}頁岩を利用した耐寒性瓦の開発中である。

鹿児島市では、地域の既存量は豊富であるが、かつてはほとんど利用価値のなかった資源のシラスを国公立試験研究機関の技術開発の結果、原料化に成功し、ガラス繊維を開発し、「ガラス繊維製造業」として企業化している。この製品はコンクリート製品の強化剤として活用できるか否かも研究開発中である。

③ 1.5 次産業の育成

1次産品を利用した漬物業とは異なり、当該地域の多種多様な1次産品（農産物）を加工し、付加価値が高く、郷土色を織り込んだ産業を創出するとともに、主として農村・漁業地域の振興もかねて、いわゆる「1.5次産業」育成の動きが高まっている。1.5次産業の展開は、新しい農産物の栽培・加工技術の高度化をもたせ、他方で都市の消費市場や需要の動向を配慮しながら、地域経済の活性化と新たな振興に大きく寄与している。この③の方向で新たな地場産業をおこしている具体的事例には、次のものがある。

北海道富良野市では、新しい農産物（ブドウ、マッシュルームなど）の栽培とともに、その高加工化（罐詰加工、ワイン）を行っている。

青森市では、ひば材の短尺材を単一材として利用した卓子、座椅子を作っている。

岩手県二戸市と一戸町や大分県別府市では、製品に生きる多彩な竹の味わいをこめて花かご、盛皿などの竹細工を作り、温泉観光とともに、産地の基礎を固めている。

小久慈焼（岩手県久慈市）では、陶業の発展に力を入れている。

岩手県大野村では、地域の赤松、杉を主体とした一般製材、椎茸、その他の農林水産物を活用できる生産・加工施設の設置を村ぐるみで取り組み、1.5次産業をおこそうとしている。

秋田県仙北（田沢湖町，平鹿町，山内村，大曲市，中仙町ほか）では，米の生産調整・輸入問題，木材需要の伸び悩みなど困難な情勢のもとで，農林業振興対策の一つとして，漬物・山菜加工（大根・キュウリ，ナスなどの糠漬・味噌漬・粕漬，塩漬，山菜，キノコのびん詰・罐詰）を行っている。

山形市では，果物罐詰製造業をおこしている。各種農産物に恵まれた立地条件を活かし，地元の農家と年間契約を結び，春のさくらんぼ，夏の桃，冬のナメコやみつ豆という形で年間を通じて平準化された操業を行い，安定した収益をあげている。

富山県五箇山の平村，上平村では，山菜の加工・販売を行い，清流小谷川の水で岩魚（百瀬川の水では富山県利賀村で）やニジマスを養殖し，上平村の農林水産販売施設たたら館などで直売している。また，加賀藩の手厚い保護を受けたことのある和紙づくりや和紙民芸品，たたらなどの木工加工品を作っている。同県細入村ではらっきょうの漬物，ワイン漬などの加工・販売を行っている。

三重県紀和町では，高麗キジのくん製罐詰を作っている。

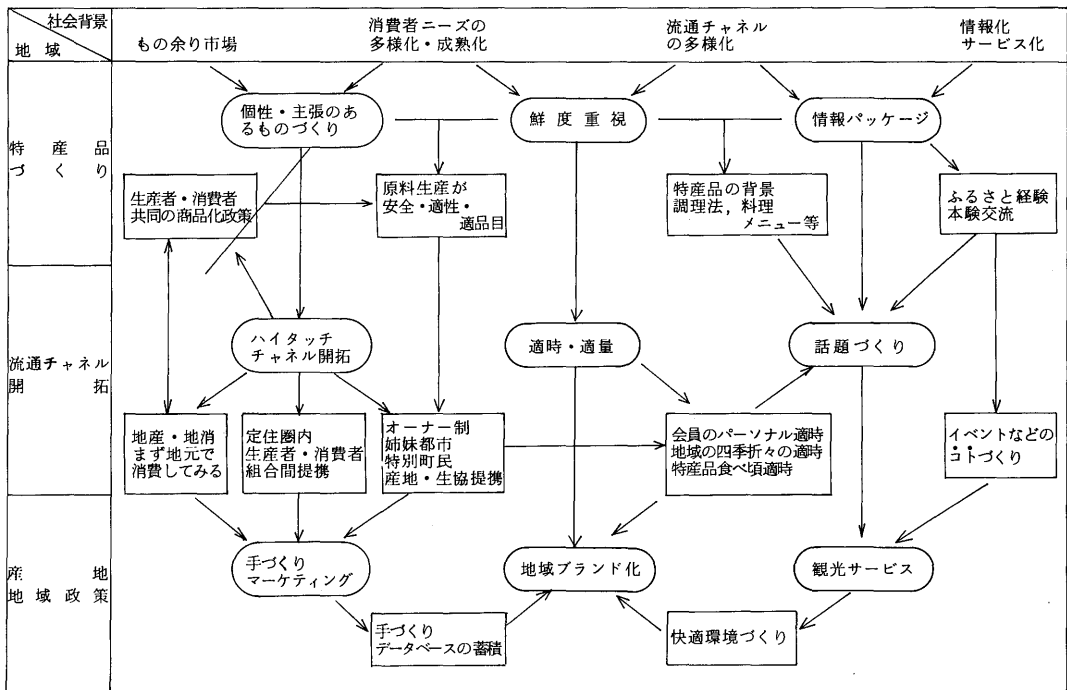
滋賀県近江町では，真綿を紙化し，扇子を作っている。同県安曇川町では，長い伝統を持ち，主に農家の副業として扇骨製造業が浸透し，地域に根つき，農業と一体化して発展している。

奈良県十津川村では，ナメコなど山菜の加工・販売を温泉観光とともに進めている。

大分県大山町では，特産物の梅や栗のジャム化と罐詰加工をしている。

熊本県では，筍の樽詰加工からパック詰にするブランド化及び阿蘇高菜の高加工度化などを検討中である。熊本県河内町では，みかんブランデーを開発している。

図4-6 1.5次産業の育成に役立つ特産品づくりのノウハウとマーケティングの課題と方向



資料：特産品流通研究会編『特産品の流通革命 ——村一品のマーケティングを考える——』ぎょうせい，1989年，189頁。

鹿児島県東町では、シメジの佃煮を作っている。

このような事例に限らず、1.5次産業の育成には何よりもまず特産品づくりが不可欠であり、そのためのノウハウとマーケティングの課題をよく整理することによって、異業種交流を進めるマーケティングダイジニングの方向を考慮しておく必要がある（図4-6）。

④ 独自の技術を活用した廃棄物の再利用

例えば、現在廃棄物として処理されているものに手を加え、廃棄物の再利用に成功している具体的事例がある。

大分県中津市、同県九重町では、酒の醸造過程で使用した活性炭を鉄砂に混入した副資材として再利用している。

熊本県八代市では、製材カスを利用し、堆肥を作っている。

沖縄県那覇市では、さとうきびの絞り滓^{かす}を漆器の素地に利用している。

⑤ 観光資源の活用

観光資源に着目して新たな産業を拓いた具体的事例がある。

栃木県足尾市では、銅山の廃坑内に採掘風景を再現し、観光化している。

鹿児島県牧園町では、温泉湯を熱処理し、清涼飲料水として販売している。

このように、地域の原材料やその他の資源も積極的合理的に活用し、技術や創意工夫によって新製品開発や新しい産業おこしが可能となっているから、以上の事例は今後の地場産業・産地や地域経済を活性化させる一つの対応方向を示唆している。

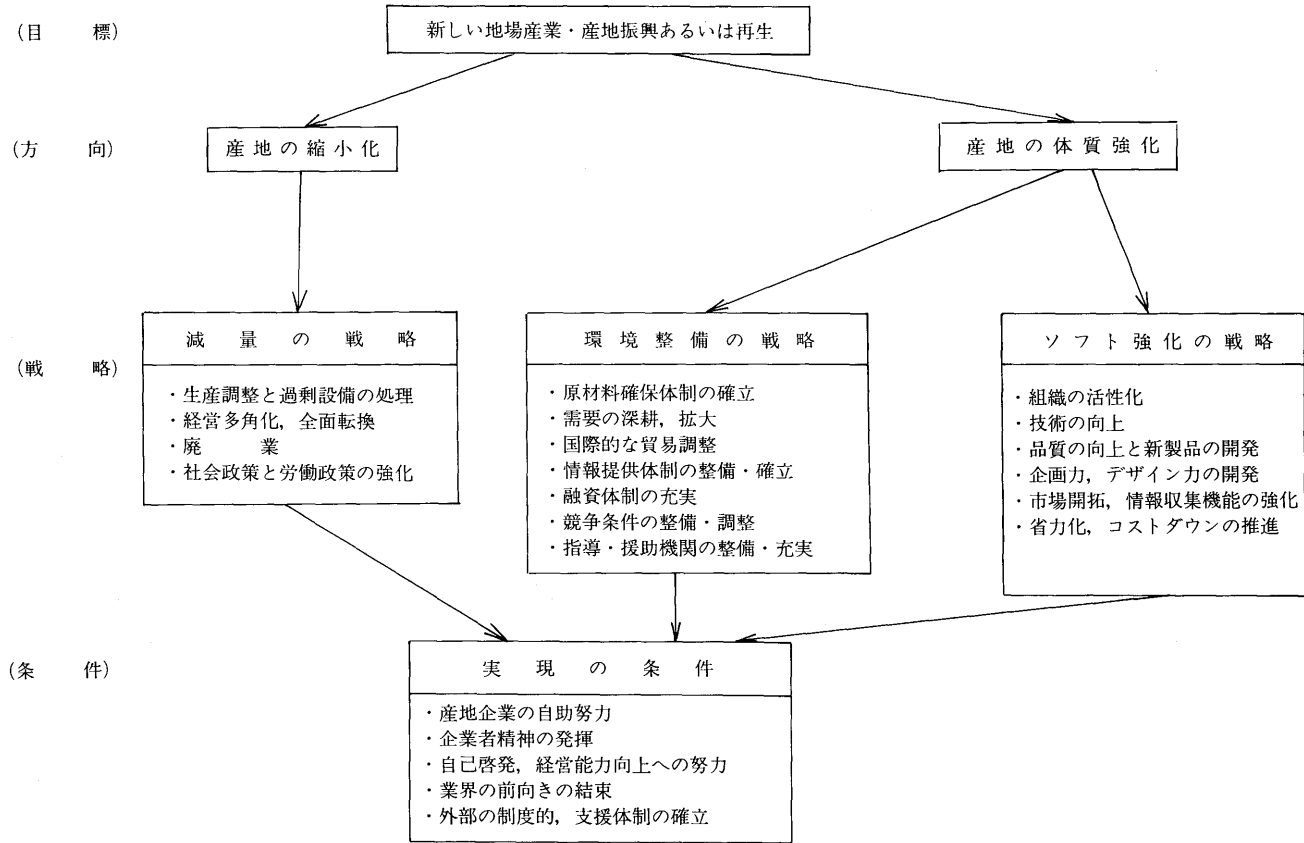
⑥ 伝統的技術などの蓄積を活用した産業シーズ、技術シーズ

地場産業・産地を含む地域には、それぞれ固有の伝統的技術などの蓄積がある。これを活用した産業シーズ、技術シーズ（産業または技術の萌芽または種）が生まれつつある。これらのシーズを具体的に市場に供給するためには、情報力、商品企画力・開発力、デザイン開発力、マーケティング力などを強化していく必要がある。現状ではそれらの面では制約があるので、制約を除去することによって、産地中小企業は市場適応力を高め、さらに一段と成長発展が可能になる。

(3) 地元が中心の第3セクター方式によるインキュベーター事業促進の動き

地場産業・産地の中小企業を含む地域の中小企業は単独の企業では技術開発力、商品・デザイン開発力などの面の脆弱性を克服できないので、研究開発、商品開発などに必要な施設やサービスを提供し、地域中小企業の支援・育成を行う産業おこしの基盤となる施設整備の促進が重要視されている。そこで、現在地元が中心となって第3セクターを設立し、地域中小企業の研究開発力、商品・デザイン開発力、販路開拓と結びついたマーケティング力などを高めるための施設（地域産業創造支援センター）を設置する動きも活発である。また、「研究開発、人材育成、産業基盤の整備等を目的とするリサーチコア（筆者の訳語では研究中核拠点）が全国で8か所（事業主体は第3セクター）存在し、そのうちの4か所ですでに運営が開始されている。このなかのインキュベーター（あえて筆者の注。incubator〔原義は卵からのふ化、画策。転じて、起業家の意味〕）施設において、起業家の卵やスタートアップ段階の中小企業に対し、資金面、施設面、情報面や起業家同士のネットワーク形成の支援等、活発なインキュベーター事業が行われている。」²³⁾

図4-7 地場産業・産地振興あるいは再生の方向、戦略及び条件



資料：静岡県産業構造懇談会編『静岡県の産業構造ビジョン』昭和54年3月，142頁。

＜地場産業創造を支援する施設の設置によるインキュベーション事業の事例＞²⁴⁾

(財)瑞浪市陶磁器会館が事業主体となり、瑞浪市産業振興センター（プロジェクト名）を59年に設立し、デザイン研究室、焼成室、研修室などの施設が設置された。その事業の概要は、美濃焼製品に関するデザイン開発、未利用資源である亜炭などを利用した新商品開発（園芸用品、建築資材など）、人材養成を支援する施設を設置しようとするものである。

5 地場産業・産地振興あるいは再生の方向、戦略及び条件

地場産業・産地の振興あるいは新しい地場産業への再生には、大別して二つの方向がある。一つは、地場産業・産地を取り巻く環境の激変、産業構造の調整に対応して事業転換や業種転換を行うという方向である。もう一つは、地場産業・産地の縮小化を図る方向である。それぞれの方向には、図4-7のような戦略すなわち振興策とそのための振興条件が必要になる。

第5章 地場産業・産地振興及び地域経済発展のための地方公共団体の任務と役割

地場産業・産地の振興を図り、地域経済を発展させるためには、地方公共団体の行政努力が必要である。特に、地場産業・産地の基盤などの整備、その振興に関する指導と助言、財政・金融上の助成措置と支援体制の確立、税制上の適切な措置などが肝要である。

第1節 地場産業・産地振興及び地域経済発展の準備手続きとしての各種の情報の提供

地方公共団体も地場産業や産地中小企業が入手しがたい市場情報、技術情報など各種の情報を収集し、それらを提供する必要がある。地方公共団体は地場産業の産地中小企業が技術や技法を開発する場合、地方公共団体が行政上自ら提案し、産地中小企業が先導的開発能力を高められるような技術指導の積極的な誘導が必要である。また、伝統的工芸品産業における伝統的技術の継承と保存については、その産地中小企業の自助努力を地方公共団体が協力的な支援策で助成することも必要である。地方公共団体の任務と役割の一つは、そのような地場産業・産地振興の準備手続きとなる産業技術対策の強化を図るということである。

この技術だけの側面に限ってみても、相当な規模の地方公共団体では十分にその役割を果たすことができるであろうが、小規模な地方公共団自治体では十分な役割を果たせないかもしれない。しかし、小規模な地方公共団体には人材、情報、資金が最も多く集まっているので、それらを結集して、たとえリスクを負おうとも、新しい技術や技法を開発し、改良していくことが期待されている。

さらに、第3章第1節で言及したように、地方公共団体は産地中小企業の「苗床機能」を強化して、地場産業・産地振興のエネルギーを産地中小企業や地場産業全体に、ひいては地域経済に植えつけることも肝要である。このことは伝統的技術・技法の継承だけでなく、地域経済の活性化、地域振興の推進力となるからである。

第2節 地場産業・産地の地域経済基盤等振興条件の整備とその振興に関する指導と助言

地方公共団体の行政が地域経済の先導的役割を果たしている地域は、財政依存度の強い地域である。その役割として、新しい地場産業の創出や再生、人材育成、社会サービス、企業誘致などを行

う場合には、地方公共団体が地域の固有の事情や景気状況を勘案して自らの施策選択で思い切った財政資金の配分を実施することが期待されている。そのためには、地場産業・産地を含めた地域産業製作、地域振興に関わる権限が国から大幅に委譲の方が実施しやすい。このことは地方公共団体の潜在的な活力を引き出し、長期的にみれば、地域経済の発展機会を拡大していく不可欠の条件である。このように、行財政の地方分権化と行財政の自主権の確立が制度的にも財政資金的にも求められている。先述の財政資金の配分については、例えば、各種の施策を総合的に組み合わせた優れた施策である「地場産業等振興対策」をはじめとしたさまざまな制度金融や国庫支出金〔補助金など〕で得た資金を地方交付税交付金へ組み込み、地場産業やその産地の特性に応じた財政需要の基準で配分する方策が考えられる。さらに、地場産業・産地の基盤などの振興条件を整備し、その振興方向へ向かわせるような地方公共団体の戦略に基づいた施策の策定とその実践、あるいは誘導や規制が期待されている。このような「行財政活力」が産地中小企業、ひいては地場産業・産地などの民間活力を生み出すことになり、地域振興、地域経済の活性化をもたらせることになると思われる。

このことは次の側面から考慮した地方公共団体の任務と役割にも関連している。多数の地場産業・産地は消費財など生活関連産業（零細で生業的な規模で何かの消費財を作っている所も含める。）としても地域に密集集団を形成して集中立地している場合には、その地場産業・産地の振興いかんは地域経済に多大の影響を与える。そのため、地場産業・産地や産地中小企業への地方公共団体の指導と助言は、特定の業種や産地のための「産地診断機能」や「業種診断機能」の強化拡充、地場産業・産地「振興ビジョン」の提示などを通じて、地場産業・産地全体や産地中小企業が進展する産業構造のもとで事業転換、業種転換、異業種交流などを図りやすい環境を整備することにおいてなさなければならない。さらに、産地中小企業を経営指導することも必要である。

そのためには、人材、機関あるいは推進母体が必要である。専門的な知識を持ち、豊富な経験と人間的なつながりを持つ人材の育成と強化が焦眉の急である。地方公共団体に地場産業・産地担当部局を設置し、あるいはそれがすでに設置されている地方公共団体（例。静岡県地場産業課）では強化充実を図るとともに、官民一体となった推進母体を作り、地場産業や産地中小企業や地方公共団体の創意工夫と活力を結集できる仕組みづくりがいまこそ要請される。その際、何よりも常に地場産業や産地中小企業の自助努力を喚起するような行政指導と助言が必要である。この点からみても、地方公共団体の担当部局の充実強化や人材の育成・強化は地域の企画中枢となっている地方公共団体の役割を重視すべきである。この意味で、地域経済の自己発展力を醸成し、まさに地域経済の担い手の一つは地場産業・産地の中小企業であるという現実的な認識を強く持たなければならない。その上で、地場産業・産地の振興あるいは再生を通じて豊かな地域づくり、地域経済の発展を期するために、その基盤となる地場産業・産地のあり方を地方公共団体が中心となって建設的に議論していき、地域の主体性と独自性を考慮した地場産業・産地の振興策を講じなければならない。

第3節 地場産業・産地振興及び地域経済発展のための財政、金融などの各種支援体制の確立
地場産業や産地中小企業が行う技術・技法開発、新製品開発、市場開拓、市場拡大などの自助努

力に対しても、地方公共団体はできるだけ財政的・金融的な支援措置を講じ、支援体制を確立していくことが望まれる。

地方公共団体は産地中小企業に対して豊富な専門的知識と経験、情報、技術開発を扱うだけではいけない。地方公共団体は経営指導ができる鋭い時代のセンスを持ち合わせた指導能力と機能を充実させた指導機関（例。地場産業振興センター、公設試験研究機関、中小企業地域情報センターなど）を持たなければならない。

指導機関の存在意義は大きい。一つは、指導機関の存在がタテ割り行政のまとめ役になると思われるからである。もう一つは、地場産業や産地中小企業を支援できる実力を涵養できるからである。

地場産業・産地は、伝統的技術・技法の継承者として地域の伝統文化の担い手になっているから、地場産業・産地の振興あるいは再生、新しい地場産業の創出だけでなく、「地方の時代」を現実のものとし、地域振興と地域経済の発展を促進しやすくする各種の支援措置と支援体制が必要である。

さらに、地域振興との関わりで地場産業・産地の振興を推進する場合には、第4章、5の振興条件のほかに、次の二つのことに留意した施策や条件が肝要である。

一つは、消費者ニーズの多様化・個性化とも結びつく文化的要素もソフトな経営資源として重要な意味を持つことを考えて、産地中小企業の経営者や従業者が消費者の感性を上回る感性を持てるように長期間にわたって地域の社会的・文化的環境の整備を図ることが必要になってきている。このような地域社会の文化性を高めるような地方公共団体からの財政的支援策も不可欠となっている。

もう一つは、地場産業・産地の振興あるいは再生、新しい地場産業の創出にあたって、都道府県と市町村との役割を明確にし、その守備範囲を決めて良い問題や事項には決めておく方がよいと思われる。両者が限られた予算や助成金などで別々に振興策や産業基盤の整備を進めるという行財政の無駄を生み出さないためである。広域経済圏の場合も含めて、そのような形で行財政の機動性を向上させることは地場産業・産地の社会的分業体制の確立に役立ち、地域経済の活性化を進めるための不可欠の条件となるからである。

主な参考文献

拙著『地場産業・産地の新時代対応』勁草書房、1991年。

山崎充『日本の地場産業』ダイヤモンド社、1977年（昭和52年）。

静岡県産業構造懇談会編『静岡県の産業構造ビジョン』1979年（54年）。

拙稿「富山県における地場産業の存立要因、経営環境の変化に対する今後の対応策および地域経済に対する役割 ——富山県商工会連合会加入地域における製造業を中心として——」、富山大学日本海経済研究所『研究年報』第VI巻、1980年、1-72頁。

及川広造『地域活性化への戦略』ぎょうせい、1982年。

拙稿「山村における産業おこし ——富山県細入村の事例研究——」同年報、第9巻、1983年、11-70頁。
国民金融公庫編『伝統を活かす小さな地場産業』中小企業リサーチセンター、1984年。

- 国民金融公庫編『地域に根づく小さな地場産業』同センター，1984年。
- 国民金融公庫編『日本の中小繊維工業』同センター，1984年。
- 国民金融公庫編『日本の雑貨製造業』同センター，1984年。
- 山崎充『地域経済活性化の道』有斐閣，1984年（59年）。
- 下平尾勲『現代地場産業論』新評論，1985年（60年）。
- 磯部喜一『伝統産業論』有斐閣，1985年。
- 太田一郎『現代の中小企業』多賀出版，1986年。
- 安東誠一『地方の経済学』日本経済新聞社，1986年（61年）。
- 清成忠男『地域産業政策』東大出版会，1986年。
- 愛知県商工部編『愛知県繊維産業振興ビジョン』1987年（62年）。
- 滋賀県商工労働部中小企業指導課『湖東麻織物産地診断報告書』1987年。
- 清成忠男『地域再生ビジョン ——内需拡大と地域振興——』東洋経済新報社，1987年。
- 経済企画庁調査局編『構造調整の進展する地域経済 ——昭和63年地域経済レポート——』大蔵省印刷局，1988年（63年）。
- 石倉三雄『地場産業と地域経済』ミネルヴァ書房，1989年（平成元年）。
- 特産品流通研究会編『特産品の流通革命 ——一村一品のマーケティングを考える——』ぎょうせい，1989年。
- 中小企業庁編『中小企業白書』大蔵省印刷局，各年版。
- 産業技術会議編『財政と地域開発 ——政府関係資料——』地方財政調査会，平成2年度版，1990年。
- 国民金融公庫編『知恵が地域を変える』中小企業リサーチセンター，1990年。
- 拙稿「地場産業・産地の産地内分業構造と社会的分業体制の一般的特徴と存続条件及び地場産業・産地振興推進の必要性」富山大学日本海経済研究所『研究年報』，第16巻，1990年，89-138頁。
- 藤田敬三，竹内正巳編『中小企業論』第3版，有斐閣，1991年。
- 山崎充『豊かな地方づくりを目指して』中央公論社，1991年。
- 中小企業庁編『中小企業施策のあらまし』中小企業調査協会，平成3年度版，1991年。

注と参考文献

- 1) 山崎充『変わる地場産業・産地』日本経済新聞社，49年，47頁。同『日本の地場産業』ダイヤモンド社，昭和52年，6-8頁。
- 2) 中小企業庁編『中小企業白書』60年版，大蔵省出版局，60年5月，405-406頁。
- 3) 通産省日用品課伝統的工芸品産業室編『伝統的工芸品産業 ——その現状と施策——』通商産業調査会，56年，108-109頁。
- 4) 石倉三雄「伝統的工芸品産業の課題」，巽信晴，山本順一編『中小企業政策をみなおす』有斐閣，61年，243-244頁。
- 5) 板倉勝高「地場産業概念の発達」，板倉勝高，北村嘉行編『地場産業の地域』大明堂，55年，2-8頁。

- 板倉勝高『日本工業地域の形成』大明堂，45年，6-7頁。丹野平三郎「地場産業と中小企業政策」，巽信晴，山本順一編，前掲書，233頁。太田一郎『現代の中小企業』多賀出版，1986年，181-185頁。
- 6) 丹野平三郎，前掲論文，233頁。
 - 7) 石倉三雄『地域経済と地場産業』ミネルヴァ書房，平成元年（1989年），158頁。
 - 8) 中小企業庁計画部計画課監修『地場産業の再発見 ——その現状と課題—— 地場産業県別実態調査から』中小企業調査協会，57年12月，27頁。山崎充，前掲書，52年，313-320頁。
 - 9) 石倉三雄，前掲書，159頁。このほかの仏壇産地には，秋田，名古屋，彦根，京，大阪，広島，川辺（鹿児島）の各仏壇産地がある。唐木仏壇産地には，徳島仏壇産地，静岡仏壇産地がある。石倉教授が行っている秋田仏壇産地（秋田県稲川町）と川辺仏壇産地の比較研究は，分析方法上示唆を得ることが多く，分析方法そのものも有用なものである。
 - 10) 秋田県産業労働部編『秋田県地場産業実態調査報告書』56年3月，2頁，223頁，240-241頁。
 - 11) 中小企業庁計画課編『図説 日本の産地』ぎょうせい，56年，180頁。
 - 12) 注8) の前掲書，305頁。
 - 13) 藤田敬三，竹内正己編『中小企業論』第3版，有斐閣，1991年，263頁。
 - 14) 中小企業庁編『中小企業白書』62年版，大蔵省印刷局，62年6月，184頁。
 - 15) 同庁編『中小企業白書』平成元年版，1989年5月，97頁。
 - 16) 注14) の前掲書，190頁。
 - 17) 注2) の前掲書，414頁。
 - 18) 注17) の前掲書，419頁。
 - 19) 同庁編『中小企業白書』平成2年版，1990年5月，143頁。
 - 20) 注14) の前掲書，190頁。
 - 21) 注11) の前掲書，130-143頁。注17) の前掲書，434-435頁。秩父織物構造改善商工組合編『活路開拓調査指導事業（産地枠）報告書』53年，60-65頁。富山県商工労働部編『高岡銅器産地中小企業振興ビジョン』54年10月，3-4頁。注8) の前掲書，35頁，294-299頁。岩手県編『水沢地域産地中小企業振興ビジョン』54年11月，4-10頁。愛媛県商工労働部編『特定地域中小企業振興計画書』63年3月，39頁。経済企画庁編『景気拡大が浸透した地域経済 ——平成2年地域経済レポート——』大蔵省印刷局，1990年5月，150-152頁。
 - 22) 注21) の前掲書と同じ。岩手県商工労働部編『岩手県内陸部地域地場産業振興ビジョン』57年12月，12-15頁。板倉勝高編『地場産業の町 3』古今書院，59年，180-193頁。277-290頁。
 - 23) 注19) の前掲書，214頁，216頁。
 - 24) 同上書，215頁。

研究年報第18巻（1993. 3. 日本海経済研究所刊）正誤表

頁	行	誤	正
8	13	1952年 <u>10</u> 月	1952年 <u>3</u> 月
58	9	<u>3</u> 秋田仏壇産地	<u>4</u> 秋田仏壇産地
63	9	第 <u>4</u> 節	第 <u>7</u> 節
64	13	<u>課題</u> 及び課題	<u>振興目的</u> 及び課題
82	図4-4	資料名と注が脱落	✓
<p>資料：和歌山県経済部編「和歌山県地場産業振興ビジョン」昭和57年3月，28-48頁，により作成。 (注) この資料の28頁の原図と41頁の原図はそのまま使い，40-48頁の内容を「今後の課題と対応」と題して，41頁の原図に書き入れている。</p>			
102	最後	<u>営業</u> ヲ求め	<u>報告</u> ヲ求め
105	23	<u>新</u> 会社	<u>親</u> 会社
105	24	<u>商法</u> 第274 条の3)	<u>(商法</u> 第274 条の3)
110	32	分担に <u>ら</u> って	分担によ <u>っ</u> て
112	8	取締役会を <u>を</u> 対等	取締役会 <u>と</u> 対等